

平成30年度修了考査

試験問題

第一問・第二問 〔会計に関する理論及び実務〕

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から14頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は3時間です。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 12 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

平成30年度修了

平成
30
年度
修了

平成30年度修了

第 一 問 (150 点)

問題 1 上場会社で製造業を営む P 社へ就職して経理部で経験を積み、公認会計士試験に合格したあなたは、年度決算に当たり、上司である経理課長から連結財務諸表の作成を指示されている。

P 社グループは、親会社の P 社並びに連結子会社の A 社、B 社及び C 社によって形成されている。P 社の連結決算(以下、「P 社連結」という。)に当たり、あなたが各子会社から提出された連結パッケージを査閲したところ、複数の誤謬及び未処理事項が発見された。これらについて上司に相談した結果、連結財務諸表の作成上、適切に修正することとなった。

P 社グループの平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの連結会計年度(以下、「当連結会計年度」という。)に係る連結財務諸表の作成に関して、[資料 1]から[資料 6]に基づいて、**問 1** から **問 5** の設問に答えなさい。

[解答上の留意事項]

1. 会計処理及び表示に関しては、特に指示がない限り原則的方法によるものとし、特に指定のない限り金額の重要性は考慮しないものとする。
2. 計算の過程又は計算の結果として生じた千円未満の端数は四捨五入するものとする。
3. その他、問題文に記載のない事項は考慮しないものとする。

[前提条件]

1. P 社グループ各社の決算日は、3 月 31 日である。
2. P 社グループ各社が発行する株式は普通株式のみである。
3. P 社連結のための個別財務諸表の修正に関しては、特に指示がない限り、当期の法人税等として納付すべき額には影響がないものとする。
4. P 社連結のための個別財務諸表の修正及び連結手続上の修正に関しては、特に指示がない限り、税効果会計の対象とならないものとする。指示により修正事項が税効果会計の対象となる場合は、修正事項に係る繰延税金資産は全て回収可能であるものとする。
5. P 社グループ各社の税効果会計に適用される法定実効税率は、30 % とする。
6. P 社連結のための個別財務諸表の修正及び連結手続上の修正に関しては、いずれも消費税等を考慮する必要はないものとする。
7. P 社連結のための個別財務諸表の修正及び連結手続上の修正に関しては、修正事項が製造原価項目の場合には、売上原価として処理し、棚卸資産への影響は無視するものとする。
8. のれんは、5 年間にわたり均等償却している。

[資料1] P社グループの当連結会計年度の連結精算表(貸借対照表、損益計算書の要約)

貸借対照表(要約)

(単位：千円)

科目	P 社	A 社	B 社	C 社	修正・消去	連結財務諸表
現金及び預金	2,653,000	831,000	46,000	336,500	?	?
売掛金	7,264,000	3,270,000	35,000	570,000	?	(1)
棚卸資産	6,120,000	2,400,000	25,000	240,000	?	(2)
仮払金	—	—	250,000	—	?	?
その他流動資産	1,350,000	78,000	5,000	—	?	?
建物(簿価)	3,401,000	850,000	20,000	45,000	?	?
機械装置(簿価)	5,480,000	2,350,000	30,000	200,000	?	?
土地	1,000,000	500,000	100,000	150,000	?	?
リース資産	—	—	—	—	?	?
のれん	—	—	—	—	?	(3)
A 社株式	450,000	—	—	—	?	?
B 社株式	110,000	—	—	—	?	?
C 社株式	525,000	—	—	—	?	?
繰延税金資産	1,117,000	169,000	4,000	18,500	?	?
資産合計	29,470,000	10,448,000	515,000	1,560,000	?	?

貸借対照表(要約)

(単位：千円)

科目	P 社	A 社	B 社	C 社	修正・消去	連結財務諸表
買掛金	8,100,000	4,097,000	65,000	350,000	?	(4)
短期借入金	500,000	3,850,000	77,000	78,000	?	?
リース債務(流動)	—	—	—	—	?	?
仮受金	250,000	—	—	—	?	?
その他流動負債	1,350,000	520,000	—	20,000	?	?
長期借入金	4,500,000	—	—	—	?	?
リース債務(固定)	—	—	—	—	?	?
その他固定負債	1,520,000	358,000	173,000	252,000	?	?
負債合計	16,220,000	8,825,000	315,000	700,000	?	?
資本金	1,000,000	450,000	50,000	300,000	?	?
資本剰余金	5,000,000	—	—	—	?	?
利益剰余金	7,250,000	1,173,000	150,000	560,000	?	?
非支配株主持分	—	—	—	—	?	?
純資産合計	13,250,000	1,623,000	200,000	860,000	?	?
負債純資産合計	29,470,000	10,448,000	515,000	1,560,000	?	?

損益計算書(要約)

(単位：千円)

科目	P 社	A 社	B 社	C 社	修正・消去	連結財務諸表
売上高	42,500,000	17,000,000	600,000	1,800,000	?	?
売上原価	34,000,000	15,250,000	384,000	1,170,000	?	(5)
売上総利益	8,500,000	1,750,000	216,000	630,000	?	?
販売費及び一般管理費	5,100,000	1,690,000	64,000	352,000	?	?
営業利益	3,400,000	60,000	152,000	278,000	?	?
営業外収益	55,000	123,000	22,000	7,000	?	?
営業外費用	165,000	67,000	4,500	33,000	?	?
経常利益	3,290,000	116,000	169,500	252,000	?	?
特別利益	75,000	34,000	—	98,000	?	?
減損損失	—	—	—	—	?	(6)
その他特別損失	150,000	68,000	38,500	—	?	?
税金等調整前当期純利益	3,215,000	82,000	131,000	350,000	?	?
法人税、住民税及び事業税	1,200,000	29,000	50,000	200,000	?	?
法人税等調整額	250,000	21,000	△19,000	△30,000	?	(7)
当期純利益	1,765,000	32,000	100,000	180,000	?	?
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	?	(8)
親会社株主に帰属する当期純利益	1,765,000	32,000	100,000	180,000	?	?

[資料 2] A 社のセール・アンド・リースバックに関する事項

1. P 社の 100 % 連結子会社である A 社は、平成 30 年 4 月 1 日に、甲工場において自己所有している機械設備を資金調達目的で第三者である D 社に売却するとともに、その全部をリースバックした。
2. 対象資産は、平成 29 年 4 月 1 日に取得した機械装置 X で、取得価額は 360,000 千円であり、取得時の経済的耐用年数は 6 年で、残存価額を 10 % とした定額法による減価償却を行っている。
3. 売却価額は 340,000 千円である。
4. 契約日(リース取引開始日)は、平成 30 年 4 月 1 日であり、リース期間は 5 年間である。また、契約上に残価保証の取決めはない。なお、このリースバック取引は、所有権移転外ファイナンス・リースに該当する。
5. リース料は毎年 1 回 4 月 1 日に均等払い(リース取引開始日を初回とする。)、年額リース料は 81,537 千円、リース料総額は 407,685 千円である。
6. D 社の計算利率は 10 % であり、A 社はこれを知り得る。また、この場合のリース料総額の現在価値は 340,000 千円である。
7. リースバック時以降の経済的耐用年数は 5 年であり、借手のリース資産の減価償却方法は定額法である。
8. 平成 31 年 3 月期の A 社の個別財務諸表上、上記セール・アンド・リースバック取引に関する対象資産の売却に係る処理は行われており、対象資産の売却額と簿価との差額は固定資産売却益(特別利益)として計上されている。また、年額リース料は、当期支払額が支払リース料(製造原価)に計上されているが、これら以外の処理は行っていない。

〔資料 3〕 A 社の固定資産の減損に関する事項

A 社は個別財務諸表作成上、工場を単位として資産のグルーピングを行い、固定資産の減損会計を適用している。しかし、以下の事実に対しては、減損の検討及び会計処理を実施していないことが判明した。

甲工場及び乙工場の以下の資産について減損損失を計上する場合、当該損失は税務申告上、損金算入されないものとし、税効果会計の対象とする。

(単位：千円)

	甲工場	乙工場
平成 31 年 3 月末帳簿価額		
建物	350,000	500,000
機械装置	650,000	1,700,000
土地	200,000	300,000
計	1,200,000	2,500,000
営業活動から生ずる損益		
平成 29 年 3 月期	150,000	—
平成 30 年 3 月期	130,000	△350,000
平成 31 年 3 月期	180,000	△120,000
割引前将来キャッシュ・フローの総額	2,000,000	3,550,000
回収可能額	1,600,000	2,980,000
備考	上記に含まれている、機械装置 Y (平成 31 年 3 月末帳簿価額 100,000 千円) は、当期(平成 31 年 3 月期)末時点で遊休状態にあり、将来の使用が見込まれていない。 なお、正味売却価額は零である。 平成 29 年 4 月 1 日より操業を開始している。	

〔資料 4〕 B 社に関する事項及び P 社から B 社への事業分離に関する事項

1. P 社は、平成 30 年 4 月 1 日に B 社の発行済株式 1,000 株の 70 % を 100,000 千円で取得し、平成 31 年 3 月期の期首より連結子会社とした。また、当該 100,000 千円以外に、取得時に直接要した支出額で取得の対価性が認められる外部のアドバイザーへの報酬額 10,000 千円を B 社株式の取得原価に加算している。

2. 平成 30 年 4 月 1 日の B 社株式取得時の B 社の要約貸借対照表は、以下のとおりである。
 なお、資産及び負債の時価は、帳簿価額と一致している。

(単位：千円)

B 社要約貸借対照表(平成 30 年 4 月 1 日)			
現金及び預金	70,000	諸負債	230,000
諸資産	260,000	資本金	50,000
		繰越利益剰余金	50,000
合計	330,000	合計	330,000

3. P 社は、それまで営んでいた P 1 事業を平成 31 年 3 月 31 日に B 社へ移転した。
4. 事業移転時の P 1 事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額は、棚卸資産 50,000 千円、機械装置 150,000 千円であり、負債は零である。また、P 1 事業の時価は 250,000 千円である。
5. P 社は、P 1 事業移転に係る対価として、B 社から現金 250,000 千円を受け取った。当該現金授受額について、P 社は仮受金として処理し、B 社は仮払金として処理したのみで、それ以外の処理は行っていない。
6. B 社の配当金の支払いはなく、B 社と P 社及び関係会社との間に上記以外の取引はない。
7. P 社の連結財務諸表作成上、B 社の支配獲得に伴い発生したのれんの償却開始日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

[資料 5] C 社に関する事項

1. P 社は平成 30 年 3 月 31 日に C 社株式の 80 % を 700,000 千円で取得し、連結子会社とした。
 C 社の資産のうち、土地の帳簿価額は 150,000 千円であり、その時価は平成 30 年 3 月 31 日現在、190,000 千円であり、平成 31 年 3 月 31 日現在、220,000 千円である。
2. 平成 30 年 3 月 31 日の C 社株式取得時の C 社の要約貸借対照表は、以下のとおりである。
 なお、土地を除く資産及び負債のそれぞれの時価は帳簿価額と一致している。

(単位：千円)

C 社要約貸借対照表(平成 30 年 3 月 31 日)			
諸資産	900,000	諸負債	220,000
		資本金	300,000
		繰越利益剰余金	380,000
合計	900,000	合計	900,000

3. P 社は平成 31 年 3 月 31 日に所有している C 社株式の 20 % を第三者に 250,000 千円で売却した(売却後の持分比率 60 %)。P 社は売却代金と売却簿価との差額を関係会社株式売却益(特別利益)に計上している。
4. C 社の配当金の支払いはなく、C 社、P 社及び関係会社との間に上記以外の取引はない。
5. P 社の連結財務諸表作成上、C 社の支配獲得に伴い発生したのれんの償却開始日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

[資料 6] P 社グループ間取引に関する事項

1. P 社から A 社への販売及び債権債務

(単位：千円)

P 社	金額	A 社	金額
売上高	7,800,000	仕入高	7,300,000
売掛金	1,000,000	買掛金	500,000

2. 平成 31 年 3 月期の期末において、A 社における P 社からの仕入 500,000 千円が未達である。期首においては、未達取引は発生していない。
3. A 社の平成 31 年 3 月期の期首在庫に含まれる P 社からの仕入分は 400,000 千円であり、期末在庫に含まれる P 社からの仕入分(未達取引以外)は 250,000 千円である。
4. 売上総利益率は期首在庫、期末在庫とも 20 % であり、連結手続上消去された未実現利益は、税効果会計の対象とする。
5. P 社は A 社設立以来、A 社株式の 100 % を保有している。

問 1 A 社のセール・アンド・リースバック取引に関し、次の設問に答えなさい。

- (1) 対象資産の売却に係る P 社連結のための個別財務諸表の修正仕訳を答えなさい。
- (2) リース資産の計上及び支払リース料に係る P 社連結のための個別財務諸表の修正仕訳を答えなさい。
- (3) 平成 31 年 3 月期の当該リース取引に係る支払利息の金額を答えなさい。
- (4) 平成 31 年 3 月期の当該リース取引に係る減価償却費の金額を答えなさい。

問 2 A 社の固定資産の減損に関して、次の設問に答えなさい。

- (1) 甲工場の遊休資産に関連して、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 6 号)では、将来の使用が見込まれていない遊休資産はどのようにグルーピングを行うこととされているか、その理由とともに具体的に述べなさい。
- (2) 乙工場に関連して、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 6 号)では、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであっても一定の場合には、減損の兆候には該当しないこととされている。一定の場合とは、どのような場合か、具体的に述べなさい。

問 3 P 社から B 社への事業分離に関して、次の設問に答えなさい。

- (1) P 1 事業移転に関して、P 社の個別財務諸表に計上されるべき移転損益の金額を答えなさい(損失の場合には、金額の前に「△」を付すこと)。
- (2) P 1 事業の移転損益に関連して、事業分離等に関する会計基準(企業会計基準第 7 号)では、分離元企業の会計処理について、移転損益を認識するかどうかの「基本的な考え方」を明らかにしている。「基本的な考え方」とは、どのような考え方か述べなさい。

問 4 C 社株式の売却に関して、次の設問に答えなさい。

- (1) C 社株式の売却に関して、① P 社の持分変動の連結修正仕訳及び② P 社の関係会社株式売却損益の連結修正仕訳を答えなさい。
- (2) C 社株式のように、子会社株式を一部売却した場合に、親会社と子会社の支配関係が継続しているときは、支配獲得時に計上したのれんの未償却額は減額すべきか否か、あなたの考えを述べなさい。

問 5 上記[資料 1] P 社グループの当連結会計年度の連結精算表の(1)から(8)について適切な金額を答えなさい。

問題 2 我が国の企業会計原則(日本基準)では、注解 18 において引当金の認識要件を定めている。また、国際財務報告基準(IFRS)では、国際会計基準(IAS)第 37 号において、引当金の認識要件を定めている。これらに関して、次の設問に答えなさい。

- (1) IFRS において定められている引当金の認識要件を 3 つ述べなさい。
- (2) IFRS と日本基準との認識要件の差異について、リストラクチャリング引当金を例にあなたの考えを述べなさい。

(満点 300 点) { 第一問とあわせ }
時 間 3 時間

第 二 問 (150 点)

問題 1 企業結合に係る暫定的な会計処理について、以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. A 社は、平成 30 年 10 月 1 日を企業結合日(合併期日)として、B 社を吸収合併した。取得価額は 2,000 百万円である。

A 社の企業結合日後の最初の年度決算である平成 31 年 3 月期(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)決算において、B 社所有の土地は時価が入手できず、取得原価の配分作業が完了しなかったため、その時点で入手可能な合理的な情報(評価額 1,300 百万円)に基づき暫定的な会計処理を行った。

2. B 社について、土地以外の資産の時価は信頼性をもって評価できるものであり、時価と帳簿価額は等しいものであった。
3. B 社の企業結合日(合併期日)前日の貸借対照表は以下のとおりである。

B 社貸借対照表(平成 30 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

現金預金	100	買掛金	1,200
売掛金	1,100	その他負債	700
棚卸資産	1,000	資本金	1,000
土地	1,300	利益剰余金	600
合計	3,500	合計	3,500

4. その後、平成 32 年 3 月期(平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで)開始後、平成 31 年 6 月になって追加的情報を入手し、当該土地の時価が 1,400 百万円であると算定された。
5. 本問では、便宜上、税効果は考慮しないものとする。
6. のれんは企業結合日(合併期日)から 10 年間で均等償却するものとする。

問 1 企業結合日(合併期日)である平成 30 年 10 月 1 日に合併の会計処理を行うことになるが、企業結合日(合併期日)におけるのれんの額を答えなさい。

また、企業結合日(合併期日)を含む平成 31 年 3 月期におけるのれん償却額を答えなさい。

問 2 上記[資料及び前提条件] 4.に基づき、暫定的に会計処理した事項が確定した平成 32 年 3 月期における会計処理確定時の仕訳及び期末決算時の仕訳を答えなさい。

問 3 暫定的に会計処理した事項が確定した平成 32 年 3 月期において、平成 31 年 3 月期(企業結合年度)の財務諸表(比較情報)を併せて表示する際に、当該企業結合年度の財務諸表に反映させる会計処理について述べなさい。

問題 2 市場販売目的のソフトウェアに係る会計処理について、以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. C社は、ソフトウェアを制作し、販売する会社である。現在、複数のソフトウェアを並行して開発しているが、そのうちの1つが以下のソフトウェアである。

無形固定資産として計上されたソフトウェア制作費の総額・・・600,000千円

当該ソフトウェアの見込有効期間・・・・・・・・・・・・・・3年

2. 販売開始時における見込販売数量及び見込販売収益は、次のとおりである。

	各年度の見込販売数量 (単位：個)	各年度の見込販売単価 (単位：千円)	各年度の見込販売収益 (単位：千円)
平成30年度	15,000	25	375,000
平成31年度	25,000	19	475,000
平成32年度	10,000	15	150,000

C社の会計年度は、4月1日から3月31日までの1年間である。

3. 平成30年度は、上記の見込販売数量及び見込販売収益どおりに販売することができたが、平成31年度の期首に、平成31年度の見込販売数量及び見込販売収益、平成32年度の見込販売単価及び見込販売収益を以下のとおり下方修正した。なお、販売開始時における見込販売数量及び見込販売収益はその時点での合理的な見積りに基づくものであった。

	各年度の見込販売数量 (単位：個)	各年度の見込販売単価 (単位：千円)	各年度の見込販売収益 (単位：千円)
平成31年度	15,000	18	270,000
平成32年度	10,000	13	130,000

問 1 平成30年度におけるソフトウェア償却額について、見込販売数量に基づく方法と見込販売収益に基づく方法による金額をそれぞれ答えなさい。

問 2 平成31年度は、下方修正後の見込販売数量及び見込販売収益どおりに販売することができたが、平成31年度末におけるソフトウェアの帳簿価額について、**問 1**の結果を踏まえて、見込販売数量に基づく方法と見込販売収益に基づく方法による金額をそれぞれ答えなさい。

問 3 研究開発を通じて制作された市場販売目的のソフトウェアに関して、当該研究開発の終了時点を判断するに当たって考慮すべき要件について述べなさい。

問題 3 資産除去債務に係る会計処理について、以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. D社は、平成30年4月1日に設備甲を現金で取得し、使用を開始した。当該設備の取得価額は500,000千円、耐用年数は5年である。D社には、当該設備を使用後に除去する法的義務がある。
2. D社は、平成30年4月1日に資産除去債務を負債に計上し、有形固定資産の帳簿価額を同額増加させる処理を行う。D社は、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率を用いて、資産除去債務の割引価値を算定する。また、D社は当該設備について、残存価額零で定額法により減価償却を行っている。なお、D社の会計年度は4月1日から3月31日までの1年間である。

年 月 日	設備の除去に必要な将来キャッシュ・フローの見積額	割引率
平成30年4月1日	5年後の見積額は10,000千円であった。	2.0%
平成31年3月31日	4年後の見積額は10,000千円に変更はない。	2.0%
平成32年3月31日	3年後の見積額は12,000千円に変更した。	2.0%
平成33年3月31日	2年後の見積額は12,000千円に変更はない。	2.0%
平成34年3月31日	1年後の見積額は12,000千円に変更はない。	2.0%
平成35年3月31日	設備の使用が終了し、除去された。 実際の除去費用は12,000千円であり現金で支払った。	—

3. 本問では、消費税等及び税効果は考慮しないものとする。
4. 仕訳問題を解答するに当たっては、以下の勘定科目のみを用いるものとする。

現金預金、有形固定資産、資産除去債務、減価償却費、利息費用

5. 仕訳問題の解答に当たっては、千円未満を四捨五入し、千円単位で解答すること。

問 1 次の各時点での仕訳を答えなさい。

- (1) 平成30年4月1日に設備を取得した際の仕訳
- (2) 平成32年3月31日に除去費用の見積額を変更した際の資産除去債務に係る仕訳
- (3) 平成34年3月31日の決算時の仕訳
- (4) 平成35年3月31日に設備を除去した際の仕訳

問 2 キャッシュ・フロー計算書上、資産除去債務の履行は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」として取り扱う方法と、「投資活動によるキャッシュ・フロー」として取り扱う方法が考えられるが、それぞれの考え方を述べなさい。

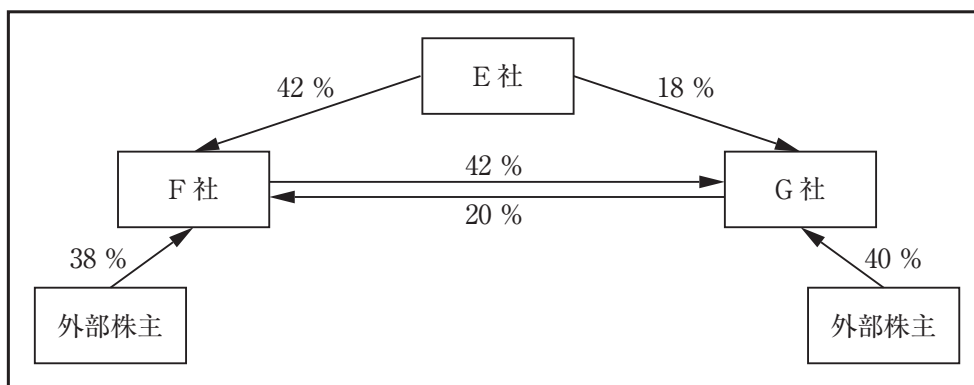
また、「資産除去債務に関する会計基準」では「営業活動によるキャッシュ・フロー」として取り扱う方法と、「投資活動によるキャッシュ・フロー」として取り扱う方法のどちらを採用しているか答えなさい。

- 問題 4** 子会社による株式の相互持合下における子会社判定及び連結持分額について、以下の**問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. 解答に当たり、子会社による株式の相互持合下における利益剰余金の連結持分額の決定に際しては、利益剰余金の実質的な帰属額を計算する方法(「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」第6項における方法、いわゆる原則法)によるものとする。
2. 解答に当たり、端数が生じた場合には、小数点第2位未満を四捨五入すること。

- 問 1** E 社、F 社及び G 社の株式の保有状況は、以下の図のとおりである。このとき、F 社が E 社の子会社に該当するか否かについて、以下の(1)から(3)の設問に答えなさい。



(注 1) E 社は、F 社の株式を 42% 保有し、G 社の株式を 18% 保有している。

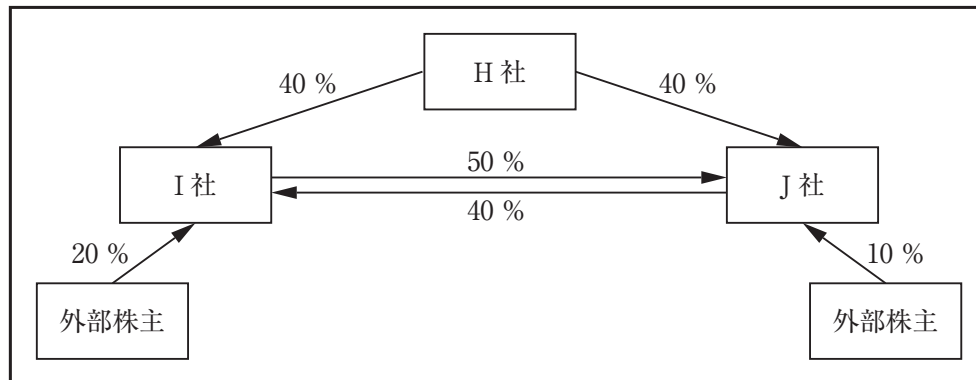
(注 2) F 社は G 社の株式を 42% 保有しており、G 社は F 社の株式を 20% 保有している。

(注 3) F 社の株式は外部の株主が 38% 保有している。

(注 4) G 社の株式は外部の株主が 40% 保有している。

- (1) E 社の F 社に対する議決権の所有割合を答えなさい。
- (2) E 社の F 社に対する利益剰余金に係る直接持分と間接持分を合計した実質的な持分割合を答えなさい。
- (3) F 社は、E 社の子会社に該当するか。該当する場合は答案用紙に「(該当)する」と記載し、該当しない場合は答案用紙に「(該当)しない」と記載しなさい。
なお、子会社に該当するか否かの判断は数値基準のみで判定することとする。

- 問 2** H 社は、平成 31 年 3 月 31 日に、相互保有関係にある I 社及び J 社の株式を外部株主からそれぞれ 40 % 取得した。取得直後の各社の株式の保有状況は、以下の図のとおりである。H 社の I 社及び J 社に対する連結持分額について、以下の(1)及び(2)の設問に答えなさい。
- なお、H 社、I 社及び J 社の会計期間は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間である。



- (注 1) H 社は、I 社の株式を 40 % 取得し、J 社の株式も 40 % 取得した。
- (注 2) I 社は J 社の株式を 50 % 保有しており、J 社は I 社の株式を 40 % 保有している。
- (注 3) I 社の株式は外部の株主が 20 % 保有している。
- (注 4) J 社の株式は外部の株主が 10 % 保有している。
- (注 5) 平成 31 年 3 月 31 日現在の貸借対照表項目の数値(抜粋)は以下のとおりである。

	I 社	J 社
資本金	15,000千円	25,000千円
利益剰余金	2,000千円	3,000千円

- (1) I 社及び J 社の資本金部分に対する H 社の連結持分額をそれぞれ答えなさい。
- (2) I 社及び J 社の利益剰余金部分に対する H 社の連結持分額をそれぞれ答えなさい。

問題 5 未実現利益に係る税効果について、以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. 国内で卸売業を営む K 社は、同業の L 社を平成 30 年 4 月 1 日に買収し 100 % 子会社とした。
当初は、K 社及び L 社はそれぞれ独自の仕入・販売ルートで取引を継続していたが、実験的に子会社 L 社の商品を親会社 K 社の販売ルートにのせてみることにした。
2. この実験販売は、平成 31 年 3 月期の期末付近で実施し、子会社 L 社は親会社 K 社に対して、原価に 40 % の利益を加えて販売した。K 社では平成 31 年 3 月期ではこの商品は全て在庫として残り、翌年度である平成 32 年 3 月期に K 社の販売ルート上にある連結外の会社に、30 % の利益を加えて販売した。
3. K 社及び L 社の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間である。
また、法人税等の実効税率は、K 社は 30 %、L 社は 35 % である。
4. 解答に当たっては、千円未満を四捨五入し、千円単位で解答すること。

問 1 上記**[資料及び前提条件]**に基づいて、未実現利益に係る税効果会計に関する考察のために、以下の表の(1)～(3)の金額を答えなさい。

(単位：千円)

	子会社 L 社	親会社 K 社	
	平成31年 3 月期	平成31年 3 月期	平成32年 3 月期
	販売	仕入	販売
売上	17,220	17,220(棚卸資産)	()
仕入	()		17,220
利益	((1))		()
納付税金	((2))		((3))

問 2 平成 31 年 3 月期における K 社連結財務諸表上、子会社 L 社で計上された利益(上記

問 1 の表の(1))は未実現利益として全額消去される。

これを踏まえて、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」における未実現利益の税効果会計に関する①考え方、②用いる税率、③適用する際の上限、をそれぞれの解答欄に答えなさい。

問 3 国際財務報告基準(IFRS)における未実現利益の消去に係る税効果の取扱いを答えなさい。

平成30年度修了考査

試験問題

第三問・第四問 監査に関する理論及び実務

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から12頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は3時間です。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 12 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

平成30年度修了

平成
30
年度
修了

平成30年度修了

第 三 問 (150 点)

問題 1 あなたは、Z 株式会社(以下、「Z 社」という。)の監査チームの監査責任者である。第 X1 年度(以下、「X1 年度」という。)の金融商品取引法に基づく監査について、以下の[資料 1] から[資料 4]を参考にして、**問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。なお、特に記載がない限り、金額単位は百万円である。

[資料 1]

Z 社は、小売業を営んでおり、取扱品目が多く単品管理が困難なため、棚卸資産評価の方法として売価還元法を採用している。Z 社はここ数年業績不振であり、売上が減少傾向にある。

[資料 2] Z 社の X1 年度の要約貸借対照表及び要約損益計算書(一部)

Z 社の X1 年度の要約貸借対照表(X1 年 2 月 28 日現在)

(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	24,495	仕入債務	19,482
売掛金	1,219	その他	12,433
商品	37,267	流動負債合計	31,915
その他	2,839	固定負債合計	16,085
流動資産合計	65,820	負債合計	48,000
		(純資産の部)	
固定資産合計	38,057	純資産合計	55,877
資産合計	103,877	負債純資産合計	103,877

Z 社の X1 年度の要約損益計算書(一部)(自 X0 年 3 月 1 日 至 X1 年 2 月 28 日)

売上高	127,896
売上原価	
商品期首たな卸高	24,552
当期商品仕入高	79,797
合計	104,349
商品期末たな卸高	37,267
商品売上原価	67,082
売上総利益	60,814
販売費及び一般管理費	60,479
営業利益	335

[資料 3] Z 社の重要な会計方針(一部)

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)である。

[資料 4]

Z 社の決算・財務報告プロセスでは、決算処理手続、連結財務諸表の作成等を通じ、一般に数値データの計算・集計・分析・加工等に用いられる表計算ソフト(以下、「スプレッドシート」という。)が広く利用されており、棚卸資産の評価額計算も、表計算ソフトを利用した手作業である。監査人は、表計算ソフトを利用した手作業による売価還元法計算の妥当性を検証するとともに、各種システムから出力される元データと表計算ソフトで使用されたデータとの照合を行っている。また、全社の棚卸資産の前期比較を実施するほか、店舗別の比較を実施している。利益率の著しい変動については、会社とその理由を毎期質問するとともに、具体的な検証を行っている。

問 1 Z 社は、売価還元法を採用しているため、棚卸資産の実地棚卸において、期末商品の小売価額(実地棚卸数量×商品の値札に表示された売価)を集計している。具体的には棚卸実施時に、実地棚卸数量だけでなく、商品に付されている値札に表示された売価による棚卸を行っている。棚卸実施時の売価に関して、原始値入額等が売価に適切に反映されているかどうかを確かめるため、あなたは立会における通常の注意点に加えて、監査上どのような点に注意し、実地棚卸時にどのような監査手続を追加的に行う必要があるか、答えなさい。

問 2 上記[資料 4]に示すようにスプレッドシートが使用されている場合、システムの利用者であるユーザー自らが業務システムを構築し、運用に直接携わる End User Computing の観点からのリスクの評価が重要になると考えられる。これに対する内部統制の有効性の評価の検討を行う監査手続が特に重要になる場合がある。監査人は、スプレッドシートについて、内部統制の有効性を評価するためにどのような点を検討する必要があるか、答えなさい。

問 3 Z 社は、重要な会計方針を上記[資料 3]のように開示している。Z 社の経理部長から「従来、当社では、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額を個別に調査していた。しかし、企業会計基準は『値下額等が売価合計額に適切に反映されている場合には、連続意見書 第四に定める売価還元低価法の原価率により求められた期末棚卸資産の帳簿価額を、収益性の低下に基づく簿価切下額を反映したものとみなすことができる』としている。このため、当期より、正味売却価額を個別に調査するのではなく、この売価還元低価法の原価率により求めた期末棚卸資産の帳簿価額を、収益性の低下に基づく簿価切下額を反映したものとみなすこととしたい。なお、当社が開示する重要な会計方針の記載には特に影響が無いため、[資料 3]のままの開示とすることとしたい。」との申し入れがあった。この申し出に監査上どのような問題があるかについて、あなたが検討すべき事項を答えなさい。

問 4 Z 社における当期の商品販売は年間を通じて低調であったため、決算月である 2 月初めから決算日(2 月末日)直前の 2 月 25 日まで「売り場全商品レジにて 50 % 引き」セールを実施した。その結果、ある程度の販売促進効果はあったが、一定量の在庫が残ってしまった。「売り場全商品レジにて 50 % 引き」セールでは、商品の値札はセール前の通常販売価格で表示し、売上時に売上商品のみ値札から 50 % 値引き処理を行う方法である。2 月末日に行った期末棚卸時には、例年通り商品の値札に記載されている売価で棚卸を行った。会社のこの対応について、当該売価に売価還元法の原価率を適用して算定された期末棚卸資産の帳簿価額に関して、アサーションレベルでどのような虚偽表示になり得るのか、監査人としてあなたの考えを答えなさい。

問題 2 以下の[資料1]及び[資料2]を読んで、**問 1** から **問 6** の設問に答えなさい。

[資料1] 会社法第397条第1項及び第2項の規定

会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない(第1項)。監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する a 報告 を求めることができる(第2項)。

[資料2] 会社計算規則第131条の規定(一部)

会計監査人は、前条第1項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。

- 一 b 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 c 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 d 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

問 1 上記[資料1]に関して、下線 a に規定する監査役の権限により、監査役はどのような内容の報告を会計監査人に求めることができるか、答えなさい。

問 2 上記[資料2]の下線 b はどのような内容か、答えなさい。

問 3 上記[資料2]の下線 c はどのような内容か、答えなさい。

問 4 上記[資料2]の下線 d はどのような内容か、答えなさい。

問 5 金融商品取引法監査において公認会計士又は監査法人が法令違反等の事実を発見したときには、金融商品取引法第193条の3の規定に従い、第1段階としてどのような対応を行う必要があるか、答えなさい。

問 6 公認会計士又は監査法人が上記 **問 5** の対応を行った後、法令に定める一定期間が経過してもなお、法令違反等事実が財務諸表の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、適切な措置をとらない場合にはどのような対応を行う必要があるか、答えなさい。

問題 3 A 株式会社(以下、「A 社」という。)は、システム関連事業を主な事業とする会社であり、あなたは A 社の監査チームの監査責任者である。第 X5 期事業年度(以下、「X5 年度」という。)の金融商品取引法に基づく監査に係る期末監査に関して、以下の[資料 1]から[資料 9]を参考にして、**問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。なお、特に記載がない限り、金額単位は千円である。

[資料 1] A 社の比較要約貸借対照表

年 度	X3 年度末	X4 年度末	X5 年度末 (監査対象年度)
(資産の部)			
現金及び預金	465,494	997,052	1,548,696
売掛金	1,510,047	353,486	2,459,729
仕掛品	552,330	410,896	915,008
流動資産その他	1,729,388	253,944	254,751
貸倒引当金	△ 1,573	△ 13	—
流動資産合計	4,255,686	2,015,365	5,178,184
固定資産合計	23,586,201	22,304,122	20,588,521
資産合計	27,841,887	24,319,487	25,766,705
(負債の部)			
流動負債合計	4,294,831	5,733,657	5,288,816
固定負債合計	154,955	97,463	70,904
負債合計	4,449,786	5,831,120	5,359,720
(純資産の部)			
純資産合計	23,392,101	18,488,367	20,406,985
負債純資産合計	27,841,887	24,319,487	25,766,705

[資料 2] A 社の比較要約損益計算書

年 度	X3 年度	X4 年度	X5 年度 (監査対象年度)
売上高	4,596,850	2,350,283	4,713,370
売上原価	4,437,889	2,140,506	2,710,038
販売費及び一般管理費	1,844,671	1,753,888	1,398,210
営業利益又は営業損失(△)	△ 1,685,710	△ 1,544,111	605,122
営業外収益	59,135	42,071	49,752
営業外費用	82,611	86,333	132,436
経常利益又は営業損失(△)	△ 1,709,186	△ 1,588,373	522,438
特別利益	59,982	21,668	16
特別損失	130,847	2,927,811	193,613
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 1,780,051	△ 4,494,516	328,841
法人税、住民税及び事業税	9,401	9,401	9,401
法人税等調整額	△ 88,481	△ 33,592	△ 61,392
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 1,700,971	△ 4,470,325	380,832

〔資料３〕 Ａ社の過去の業績に関する事項

Ａ社の業績は、X5年度になって持ち直してきたものの、当期利益がX2年度以降、３期連続赤字のため、銀行からの新規借入は困難であり、資金繰りが厳しい状況にある。また、適時開示に関してX5年度第３四半期に通期の業績予想を黒字予想で公表していた。

〔資料４〕 Ａ社のX5年度末(監査対象年度)売掛金の相手先別内訳

相手先	金額
B 社	698,976
C 社	629,078
D 社	360,497
E 社	354,730
F 社	123,195
その他	293,253
合計	2,459,729

〔資料５〕 Ｂ社に対する売掛金の残高確認について

X5年度の期末監査において、売掛金の残高確認書を発信したところ、残高確認書の回答欄には売掛金計上額と同額の金額が記載されていた。しかし、「本製品は、当社(B社)がG社に対して納入する製品をA社が開発するものであり、当社(B社)がG社と正式契約を締結するまでは、A社から当社(B社)に対して請求を行わない旨の誓約があります。」と回答されてきた。A社に説明を求めたところ、取引先の事務処理遅れが原因であるとの説明があり、会社がB社から入手した注文書、検収結果通知書を閲覧し、その旨を監査調書に記載した。

〔資料６〕 Ｃ社に対する売掛金の残高確認について

X5年度の期末監査に先立ち、A社から「C社は海外の企業であり、郵送などの方法で残高確認を行っても担当者に届くかどうか、さらには回答を返送してくれるかどうか確証が持てないので、残高確認書を確実に回収するために、コストは掛かるが当社(A社)が直接持参したい。」との申し出があった。これは、本来の手続ではないが、発送しても未回答であれば、発送してもしなくても同じことであり、代替的な監査手続を実施することになると考えたため、会社の申し出を容認した。その結果、C社に対する残高確認書は発信額と一致している旨の回答を期限までに得た。しかし、発信手続においてA社が直接C社に持参していることから、念のため未回答の場合に行う代替的な監査手続と同等の手続として、会社がC社から入手している契約書、注文書、検収結果通知書を閲覧し、監査調書を作成した。

〔資料 7〕 D 社に対する売掛金の残高確認について

X5 年度の期末監査において、監査責任者であるあなたは、監査チームの主査から、「売掛金の残高確認書を発信したところ、売上先の D 社経理担当取締役より、残高確認書に記載された取引は、D 社としては債務の認識がない旨の電話連絡があった。」という報告を受けた。このため、A 社に説明を求めたところ、「現在、売上先の D 社の営業担当取締役から売上の減額の要請が来ているが、この要請を受けるかどうかを検討している段階であり、注文書と検収結果通知書が実在していることから、当社(A 社)としては、取引自体は実在する、と理解している。」との説明があった。さらに、A 社から、D 社に対する売上に関しては最終的な契約合意の微妙な時期であるため、これ以上刺激しないでほしい旨の要請を受けた。

このため、あなたは D 社に対する売上取引に関する代替的な監査手続を行うよう指示した。指示を受けて、主査は次の手続を行った。

- ① 取引の発生を確かめるため、A 社に関係書類の提示を求めたところ、販売先 D 社から A 社が入手した注文書が提示されたため、計上記録につきこの注文書と突合し、残高確認書に記載し発信した売掛金残高と、受注金額とが一致していることを確かめ監査調書に記載した。
- ② 売掛金の実在性を確かめるため、A 社に関係書類の提示を求めたところ、販売先 D 社から A 社が入手した検収結果通知書が提示されたため、計上記録につきこの検収結果通知書と突合し、上記①で契約した内容が期末日までに検収されていることを確かめ、監査調書に記載した。

なお、この翌日にも監査チームの主査は、売上先の D 社経理担当取締役より、残高確認書に記載された取引は、D 社としては債務の認識がない旨の電話連絡を再度受け、監査責任者に報告をした。契約合意の微妙な時期であることは事実のようであった。

〔資料 8〕 E 社に対する売掛金の残高確認について

X5 年度の期末監査において、売掛金の残高確認書を発信したところ、残高確認書の回答金額は空欄で、「正式契約が締結されるまでの間は債権債務が発生しない」と回答されてきた。A 社に説明を求めたところ、取引先の事務処理遅れが原因であるとの説明があり、A 社が E 社から入手した検収結果通知書を閲覧し、その旨を監査調書に記載した。

〔資料 9〕 A 社の説明について

〔資料 5〕から〔資料 8〕に示した A 社の説明については、A 社の経営者に質問し、説明内容に相違ないことを確かめた。

問 1 A 社の監査人としてあなたは、A 社の不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、この事例において、①不正な財務報告を行うどのようなプレッシャー又は動機が存在すると判断するか、②監査対象期間の取引種類と会計事象に係るどのようなアサーションに関連して不正リスクが発生すると判断するか、上記[資料 1]から[資料 4]を参考にして答えなさい。

問 2 A 社の事例に関して、監査実施の過程において識別された「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」とはどのようなものか、上記[資料 4]から[資料 9]を参考に事例に即して具体的に列挙して答えなさい。

問 3 A 社の事例に関して、あなたは、A 社の監査人として、不正による重要な虚偽表示の疑義があるとして扱わなければならないか否かについて、上記[資料 1]から[資料 9]を参考に事例に即して具体的に主な理由を明示し、結論を答えなさい。

第 四 問 (150 点)

問題 1 A 株式会社(以下、「A 社」という。)は東京証券取引所第 1 部に上場しており、製造業を営んでいる。あなたは、第 58 期(自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日)の会社法及び金融商品取引法監査の主査を担当している。

以下の[資料 1]を読み、これに関連して以下の **問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

[資料 1]

あなたは、A 社の監査業務に従事してから 4 年目であり、当期より主査を担当している。あなた以外の監査チームの主要メンバーは、以下のとおりである。

監査責任者(甲)	A 社を担当して 3 年目。A 社の属する業界での監査業務の経験は 20 年。
監査責任者(乙)	A 社の監査業務に従事してから 11 年目であり、監査責任者としては初年度。
その他の主要メンバー	あなたの後輩 3 名。

監査チームは、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価を行うために、質問、分析的手続、観察及び記録や文書の閲覧等のリスク評価手続を実施しているところである。

リスク評価手続に関連する活動として、監査責任者と監査チームの主要メンバーは、財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性に関して討議を行った。主要メンバーであるあなたの後輩 1 名が討議に参加できなかったが、監査責任者は討議内容について欠席者に伝達すべき事項を決定し、後日伝達を行った。

また、リスク評価手続として、社長とのディスカッションや財務報告の責任者に対する質問は実施済みであり、監査チームは、これらを通じて重要な虚偽表示リスクの識別に資する有用な情報を入手している。

あなたは、企業及び企業環境を理解するための手続の一環として、内部統制に対する従業員の意識に影響を与えるなど内部統制の他の構成要素の基礎をなす統制環境について、理解し評価するための手続を実施しているところである。

なお、A 社は、3 年間の事業計画を策定し、自社のホームページ上でその概要を公表している。当期は事業計画の初年度に当たるが、あなたは前期に入手した当期予算の数値と事業計画の初年度の数値とがほぼ一致していることを確認している。

A 社が属する業界には、A 社と同規模の上場企業が他に 2 社あり、業界の情報はインターネット等で比較的容易に入手できる。あなたは、これらの業界の情報を入手するとともに、A 社に関するアナリストレポートや格付機関の報告書を入手した。

問 1 財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性に関して監査チーム内で討議を行うことにより、参加した監査チームメンバーはどのような情報を共有することができ、より理解が深まることになるのか、あるいは、どのような内容についての意見交換が可能となるのか、2つ答えなさい。

問 2 監査人は、経営者や財務報告の責任者以外のその他の企業構成員や異なる階層の従業員への質問を通じて、重要な虚偽表示リスクの識別に関する情報や異なる見方を入手することがある。不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別するために有用な情報を持っていると監査人が判断することがある、その他の企業構成員あるいは異なる階層の従業員の例を2つ挙げ、質問によりどのような情報を入手できると考えるか、それぞれ答えなさい。

問 3 あなたがリスク評価手続として実施した分析的手続は、第1四半期の財務情報を用いた貸借対照表項目にかかる前期末残高との比較分析、損益計算書項目にかかる前年同期との比較分析であった。あなたは、監査責任者(乙)より「他の視点からの分析を追加した方が良い」とのレビュー・コメントを受けた。あなたは、追加すべき分析的手続として何が適当であると考えてるか、2つ答えなさい。

問 4 監査人は、統制環境の理解に際して、統制環境の各要素の有効性が、内部統制の他の構成要素に適切な基礎を提供しているかどうか、また、内部統制の他の構成要素は、統制環境の不備によって損なわれていないかどうかを評価しなければならない。統制環境の要素について2つ例を挙げ、質問、文書の閲覧や観察などのリスク評価手続により各要素に対する監査証拠をどのように入手するか、それぞれ答えなさい。

問題 2 B 株式会社(以下、「B 社」という。)は東京証券取引所第 1 部に上場しており、製造業を営んでいる。あなたは、第 37 期(自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日)の会社法及び金融商品取引法監査の主査を担当している。

以下の[資料 2]を読み、これに関連して以下の **問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

[資料 2]

B 社の国内子会社である S 株式会社(以下、「S 社」という。)(出資比率 100 %)は近年業績が悪化しており、当期末時点では S 社株式の実質価額が取得原価に比べて、50 % 以下に低下する見込みである。

S 社株式 取得原価 1,000 百万円

S 社 実質価額 450 百万円(平成 31 年 3 月 31 日見込み)

なお、監査チームは、監査計画時にリスク評価手続とこれに関連する活動を実施したが、当該 S 社株式の評価については、重要な虚偽表示リスクを識別していなかった。

あなたは、リスク対応手続の実施に当たり、B 社の経理部長より S 社の当期実績見込みデータ、事業計画及び S 社株式の実質価額の回復可能性に関する検討資料を入手した。

なお、S 社の事業計画は、B 社の経営執行会議で審議の上、承認されている。

S 社事業計画

(単位：百万円)

	平成 32 年 3 月期	平成 33 年 3 月期	平成 34 年 3 月期
売上高	9,500	11,000	12,500
売上原価	8,370	9,530	10,830
販売費・一般管理費	980	1,200	1,350
営業利益	150	270	320
税引前当期利益	110	220	270
当期純利益	100	150	190

S 社株式の実質価額の回復可能性検討資料(B 社作成)

(単位：百万円)

	平成 32 年 3 月期	平成 33 年 3 月期	平成 34 年 3 月期	平成 35 年 3 月期
売上高	9,500	11,000	11,000	11,000
売上原価	8,370	9,530	9,530	9,530
販売費・一般管理費	980	1,200	1,200	1,200
営業利益	150	270	270	270
税引前当期利益	110	220	220	220
当期純利益	100	150	150	150
S 社 実質価額	550	700	850	1,000

あなたは、S社の当期実績見込みデータをもとに重要な会計上の見積りに関連する経営者の仮定及び判断に対する遡及的検討、いわゆるバックテストを実施した。

バックテスト結果

(単位：百万円)

	前期(平成 30 年 3 月期)		当期(平成 31 年 3 月期)	
	計画	実績	計画	実績見込
売上高	8,000	7,900	9,000	7,800
売上原価	7,200	7,100	8,000	7,020
販売費・一般管理費	750	800	850	930
営業利益	50	0	150	△ 150
税引前当期利益	30	△ 20	120	△ 170
当期純利益	20	△ 15	85	△ 150

あなたは、バックテストの結果を踏まえて、S社の業績の状況及び事業計画の内容並びにS社株式の実質価額の回復可能性について、B社経理部長に質問を実施した。B社経理部長の回答の要旨は以下のとおりである。

「S社の当期の計画上は、新製品の開発、販売開始が期中に予定され、売上及び利益に貢献することが織り込まれていたが、新製品の開発が遅延し、その効果が来期にずれ込むこととなった。来期(平成 32 年 3 月期)の半ば頃には得意先から品質に関する認定を取得し、販売開始出来るものと考えている。

事業計画上は、2年目(平成 33 年 3 月期)には新製品の損益への貢献が通年で寄与し、3年目(平成 34 年 3 月期)には新製品の更なる拡販を見込んでいる。

なお、S社株式の実質価額の回復可能性の検討に当たっては、新製品の拡販が達成されないリスクを織り込み、3年目以降の利益は2年目の利益と同額として据え置いている。」

問 1 内部統制を含む企業及び企業環境を理解するためのリスク評価手続とこれに関連する活動を実施する際、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るために、どのような事項について理解しなければならないか、2つ答えなさい。

問 2 監査人は、当期の監査のために、前期の財務諸表に計上されている会計上の見積りの確定額について検討しなければならない。いわゆるバックテストは、どのような目的で実施されるのか、2つ答えなさい。

問 3 上記のS社のバックテスト結果に基づき、あなたは、追加でどのような手続を実施すべきであるか、手続を2つ答えなさい。

問 4 「S社株式の実質価額の回復可能性検討資料(B社作成)」で推定した業績の達成可能性について、あなたは、どのような手続を実施して計画の合理性を判断するか、手続を3つ答えなさい。

問題 3 C 株式会社(以下、「C 社」という。)は、東京証券取引所第 1 部に上場しており、製造業を営んでいる。あなたは、第 41 期(自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日)の会社法及び金融商品取引法監査の主査を担当している。

以下の[資料 3]を読み、これに関連して以下の **問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

[資料 3]

期末監査も終盤に入り、あなたは、財務諸表に重要な影響を及ぼす訴訟事件等の有無や後発事象の有無を調査し、監査報告書(案)を検討している。

C 社は、当期に有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更しており、計算書類には会計方針の変更の注記を記載する予定である。なお、会社法の監査報告書提出予定日は 5 月 15 日である。

問 1 あなたは、現時点では財務諸表に重要な影響を及ぼす訴訟事件等は識別していないが、訴訟事件等を網羅的に把握するための監査手続を実施しようとしている。実施する監査手続として、どのような手続が考えられるか、3 つ答えなさい。

問 2 監査人は、期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される全ての事象を識別したことについて、十分かつ適切な監査証拠を入手するために立案した監査手続を実施しなければならない。後発事象の発生の有無を検討する際に実施する監査手続を 3 つ答えなさい。

問 3 監査チームは、上記の会計方針の変更の注記について、監査報告書における強調事項区分に追記することとした。監査人が、監査報告書に強調事項区分を設けなければならない場合とはどのような場合か、答えなさい。

問 4 監査報告書に強調事項区分を設ける場合、「強調事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない」ことが記載される。その理由を答えなさい。

平成30年度修了考査

試験問題

第五問・第六問 税に関する理論及び実務

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から21頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は3時間です。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 12 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

平成30年度修了

平成
30
年度
修了

平成30年度修了

(満点 300 点)

第五問 (150 点)

A 株式会社(以下、「当社」という。)はビジネスホテルの運営及び居住用賃貸マンションの運営をしている会社で、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。後述の[資料 1]から[資料 7]に基づき、以下の **問題 1** から **問題 3** までの設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従うものとする。

[解答上の留意事項]

1. 問題用紙の計算書、明細書、別表等は簡略化し、一部変更したものである。
2. 問題文に指示がある場合を除き、当社の当期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に納付すべき税額が最も少なくなる計算方法を用いること。
3. 問題文に記載されている事項以外は考慮しないこと。
4. 前期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)以前からの青色欠損金はない。
5. 当期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)は消費税の課税事業者該当する。
6. 解答する金額がマイナスのときは「△」を付し、ゼロのときは「なし」と記載すること。また、該当事項がないときも「なし」と記載すること。
7. 計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算すること。

問題 1 当社の当期(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の課税期間における消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、以下のⅠ[課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算]の①～⑩までを答案用紙に答えるとともに、当社がこの確定申告により納付すべき消費税額及び地方消費税額を以下のⅡ[確定納付税額の計算]の計算過程に従って空欄の金額を答案用紙に答えなさい。

Ⅰ [課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算]

[課税売上割合の計算]

課税売上額(税抜き)	① 円
非課税売上額	② 円
課税売上割合(注)	③ %

(注) 課税売上割合は、% 表示した上で小数点第 2 位以下を切り捨てて記載し、使用するものとする。

[課税仕入れ等の消費税額の合計額の計算]

課税仕入れ等の区分	本体価額 (税抜き)	支払対価 (税込み)
課税売上げにのみ要するもの	④ 円	***円
非課税売上げにのみ要するもの	⑤ 円	***円
課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑥ 円	***円
合計	***円	X 円
課税仕入れ等の消費税額	⑦ 円	

(注) 課税仕入れに係る消費税額は、その課税仕入れの相手方が、領収証又は請求書に 1 円未満の端数を処理した後の消費税及び地方消費税の合計額を本体価格と区分して記載しており、当該請求書等に別記された消費税等相当額を「仮払消費税等」として経理している。ただし、「仮払消費税等」の金額は、上記本体価額に 8 % を乗じた金額と一致しているものとする。

[控除対象仕入税額の計算]

個別対応 方式	⑦ のうち、課税売上げにのみ要するもの	***円
	⑦ のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	***円
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の消費税額	⑧ 円
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の消費税額		⑨ 円

[控除対象仕入税額の選択した計算方式]

選択した計算方式	(⑩) 方式
----------	----------

Ⅱ 〔確定納付税額の計算〕

(単位：円)

項目		金額
消費税額の計算	課税標準額(千円未満の端数切捨て)	
	課税標準額に対する消費税額	
	控除対象仕入税額	
	差引税額(百円未満の端数切捨て)	
	中間納付税額	15,750,000
	確定納付税額	
地方消費税額の計算	課税標準となる消費税額(百円未満の端数切捨て)	
	課税標準額に対する譲渡割額(百円未満の端数切捨て)	
	中間納付譲渡割額	4,250,000
	確定納付譲渡割額	
消費税及び地方消費税の確定納付税額の合計		

問題 2

問 1

当社の当期(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の法人税の確定申告について、以下の「**所得の金額の計算に関する明細書(別表四)**」の①～⑳について答案用紙の「**同明細書(別表四)**」の「**総額**」欄及び「**処分**」欄に金額を答えるとともに、当社がこの確定申告により納付すべき法人税額及び地方法人税額を以下の「**確定納付税額の計算**」の計算過程に従って空欄の金額を答案用紙に答えなさい。

なお、金額がゼロのとき又は該当がないときは「**総額**」欄にのみ「なし」と記載し、「**処分**」欄には何も記載しないこと。

「**所得の金額の計算に関する明細書(別表四)**」(抜粋)

(単位：円)

区 分		金 額
当期利益又は当期欠損の額		①
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	②
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	③
	損金経理をした納税充当金	④
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	⑤
	減価償却の償却超過額	⑥
	役員給与の損金不算入額	⑦
	交際費等の損金不算入額	⑧
	建設仮勘定計上漏れ	⑨
	一括償却資産損金超過額	⑩
	生命保険料否認	⑪
	繰延消費税額等償却超過額	⑫
	法人税等調整額	⑬
	その他加算する項目	***
	小計	***
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	⑭
	受取配当等の益金不算入額	⑮
	土地圧縮積立金認容	⑯
	一括償却資産損金認容	⑰
	役員退職慰労引当金認容	⑱
	法人税等調整額	⑲
	その他減算する項目	***
小計		***
仮計		250,000,000
法人税額から控除される所得税額		㉔
差引計		***
所得金額又は欠損金額		***

[確定納付税額の計算]

(単位：円)

項目		金額
法人税額の計算	別表四 所得金額又は欠損金額(千円未満の端数切捨て)	
	法人税額	所得金額の 23.2 %相当額
	法人税額の特別控除額	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除額
	控除税額	所得税の額
	差引所得に対する法人税額(百円未満の端数切捨て)	
	中間申告分の法人税額	
	差引確定法人税額	
地方法人税額の計算	課税標準法人税額(千円未満の端数切捨て)	
	地方法人税額	課税標準法人税額の 4.4 %相当額
	差引地方法人税額(百円未満の端数切捨て)	
	中間申告分の地方法人税額	
	差引確定地方法人税額	

問 2

本問内において、二重課税を排除する制度を適用しているが、それはどのような制度か、その制度の具体的な趣旨とともに述べなさい。

また、法人税法上において、本問で適用したもの以外に二重課税を排除する制度にはどのようなものがあるかを、その制度を設けることによって排除される二重課税の概要とともに述べなさい。

問題 3 当社の当期(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)に係る a 県に納付すべき事業税額の確定申告に当たり、以下の当期の「**事業税の確定納付税額の計算**」の①～⑳までを答案用紙に答えなさい。なお、地方法人特別税については計算しない。

[事業税の確定納付税額の計算]

1. 事業税額

[所得割]

課税所得となる所得金額		① 円
税額(百円未満切捨)		
年 400 万円以下の所得に対する税額	税率 0.3 %	② 円
年 400 万円超 800 万円以下の所得に対する税額	税率 0.5 %	③ 円
年 800 万円超の所得に対する税額	税率(④) %	⑤ 円
合計		***円

[付加価値割]

収益配分額	報酬給与額	⑥ 円
	純支払利子	⑦ 円
	純支払賃借料	⑧ 円
	合計	Y 円
単年度損益		⑨ 円
付加価値額		⑩ 円
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合(小数点第 1 位以下切上げ)		⑪ %
雇用安定控除額 $⑥ - (Y \times (⑫) \%)$		⑬ 円
雇用者給与等支給増加額 $(*** \text{ 円}) \times (Y - ⑬) / Y$		⑭ 円
課税標準となる付加価値額		⑮ 円
税額(百円未満切捨)	税率 1.2 %	⑯ 円

[資本割]

資本金等の額		⑰ 円
税額(百円未満切捨)	税率 0.5 %	⑱ 円

(注) 平成 28 年改正法附則第 5 条の控除額(負担軽減措置)の適用はない。

2. 納税額

合計事業税額	***円
既に納付の確定した当期分の事業税額	⑲ 円
この申告により納付すべき事業税額	⑳ 円

[資料 1] 当社の概要

1. 資本金 3 億円(資本金等の額 5 億円)
2. 事業の概要
ホテル事業・・・レストラン、宴会等の飲食提供のない宿泊特化型ビジネスホテルを運営
不動産賃貸事業・・・住居専用の賃貸マンションの運営
3. 事務所又は事業所
a 県 b 市 本社、ビジネスホテル 1 軒、賃貸マンション 2 棟
c 市 ビジネスホテル 1 軒、賃貸マンション 2 棟
d 市 ビジネスホテル 1 軒、賃貸マンション 1 棟
4. 株主構成
株式会社 B (資本金 300 万円の非同族会社) 60 %、その他 6 社合計 40 %
5. 関係会社等
親会社 株式会社 B
子会社 株式会社 H (平成 20 年 4 月 1 日設立時より、持株比率 100 %)

[資料 2] 会計上及び税務上の処理方法等

1. 減価償却資産の償却方法の届出は従来から行っていない。
2. 有価証券は、「子会社株式」と長期保有目的(非支配目的)の時価のない「其他有価証券」のみである。
3. 棚卸資産に計上すべき商品、貯蔵品等はない。
4. 確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、退職給付会計基準を適用し、退職給付引当金及び退職給付費用を計上している。
5. 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労引当金を計上している。
6. 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)について税抜経理方式を採用している。なお、控除対象外消費税額等については発生年度に全額費用処理している。
また、簡易課税制度を採用しておらず、控除対象仕入税額の計算は、前期以前から個別対応方式を採用している。

[資料 3] 株主資本等変動計算書(抜粋)

当期における株主資本等変動計算書の一部は、以下のとおりである。

(単位：円)

	株主資本				
	資本金	資本準備金	利益準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	300,000,000	200,000,000	75,000,000	—	299,108,720
当期変動額					
剰余金の配当					△10,000,000
固定資産圧縮 積立金の積立				***	△ ***
当期純利益					196,676,311
当期変動額合計	—	—	—	***	***
当期末残高	300,000,000	200,000,000	75,000,000	***	***

[資料 4] 納税充当金

1. 当期中の納付状況は、下記別表五(一)(抜粋)のとおりである。

(単位：円)

区分		期首現在 利益積立金額	当期の増減	
			減	増
繰越損益金		299,108,720	299,108,720	***
. . . .				
納税充当金(注1)		44,717,800	44,717,800	43,133,600
未 納 法 人 税 等	未納法人税及び 未納地方法人税 (注2) (附帯税を除く)	△ 31,390,900	△ 59,448,200	中間 △ 28,057,300
				確定 △ ***
	未納道府県民税 (均等割額を含む)	△ 1,275,100	△ 2,422,300	中間 △ 1,147,200
				確定 △ ***
	未納市町村民税 (均等割額を含む)	△ 3,166,400	△ 6,022,900	中間 △ 2,856,500
				確定 △ ***

(注1) 前期及び当期の納税充当金の金額は、貸借対照表の「未払法人税等」の額と同額であり、各税目の確定納付額と一致している。また、それは損金経理により計上したものである。

(注2) 未納法人税及び未納地方法人税の期首残高の内訳は、法人税額 30,063,400 円、地方法人税額 1,327,500 円である。

2. 当期に中間申告により納付した税金は以下のとおりであり、損金経理により計上している。

(1) 法人税額	26,870,400 円
(2) 地方法人税額	1,186,900 円
(3) 道府県民税額	1,147,200 円
(4) 市町村民税額	2,856,500 円
(5) 事業税(付加価値割額及び資本割額)	3,865,000 円
(6) 事業税(所得割額)	1,040,800 円
(7) 地方法人特別税額	3,292,800 円

3. 「租税公課」の科目内訳は以下のとおりであり、それ以外の諸税金等はない。

固定資産税	***円
事業税(付加価値割額及び資本割額)	7,902,200 円
事業所税	***円
利子税及び延滞金(延納分)	150,000 円
控除対象外消費税額等	***円

[資料5] 当期に係る事項

1. 減価償却資産に関する事項

(1) 当期中における減価償却資産に関する事項は以下のとおりである。

① 賃貸マンション建物の取得

b市に平成30年5月1日から建設着工した賃貸マンション1棟が平成30年10月1日に完成し、同日に事業の用に供しており、以下の会計処理をした。なお、減価償却費は税務上の償却限度額を計上している。

(借方)		(貸方)	
建物	150,000,000 円	建設仮勘定	100,000,000 円
仮払消費税等	12,000,000 円	現金預金	62,000,000 円

② ホテル建物の改修

平成31年3月1日にd市にあるホテルの建物に避難階段を取り付ける修繕工事を20,000,000円(他消費税等1,600,000円)で行い、同日から事業の用に供しており、修繕費として損金経理した。なお、避難階段を取り付けた建物の固定資産台帳は以下のとおりであり、前期から繰り越した償却超過額はない。

種類	取得価額	取得年月日 事業供用日	法定耐用年数	期首帳簿価額	損金経理した 当期償却額
建物	500,000,000 円	平成18年 4月1日	39年	359,600,000 円	11,700,000 円

③ 賃貸マンションの空調設備の取得

賃貸マンションの空調設備は、一部屋毎に壁面に取り付けており、一台当たりの単価は150,000円、平成31年3月中に賃貸マンションに取り付けた空調設備は12台で合計1,800,000円(他消費税等144,000円)を消耗品費として全額損金経理した。

- (2) 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、取得事業年度に事業の用に供した全額を損金経理しており、当期は上述の[資料5]1(1)③の賃貸マンションの空調設備のみであった。各事業年度に損金経理した合計額は以下のとおりである。なお、一括償却資産の損金算入に関する明細書(別表十六(八))を添付している。

事業年度	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日 (当期)
取得価額の合計額	2,400,000円	2,100,000円	1,200,000円	1,800,000円

- (3) 耐用年数に対応する償却率表は以下のとおりである。

耐用 年数 (年)	平成19年4月1日以後取得分							平成19年3月31日 以前取得分	
	定額法 償却率	平成24年4月1日以後 取得分の定率法			平成24年3月31日以前 取得分の定率法			旧定額法 償却率	旧定率法 償却率
		定率法 償却率	改定 償却率	保証率	定率法 償却率	改定 償却率	保証率		
39	0.026	0.051	0.053	0.01860	0.064	0.067	0.01370	0.026	0.057

2. 圧縮記帳に関する事項

平成31年2月20日にe土地(2,000㎡)をI社に200,000,000円で譲渡し、平成31年3月1日にf土地(3,300㎡)をJ社よりホテル用地として250,000,000円で取得した。譲渡したe土地は平成18年10月23日に取得したもので、譲渡時の帳簿価額は150,000,000円であり、別途譲渡経費5,000,000円を支払っている。なお、f土地に建設中のホテルは、平成32年1月下旬に完成、かつ、事業の用に供する見込みである。

この土地の買換取引は、租税特別措置法第65条の7第1項第7号に規定する圧縮割合が80%の買換えに該当し、税務上の圧縮限度額を積立金方式で計上することとし、以下の会計処理をした。

(借方)		(貸方)	
現金預金	200,000,000円	e土地	150,000,000円
		土地売却益	50,000,000円
支払手数料	5,000,000円	現金預金	5,400,000円
仮払消費税等	400,000円		
f土地	250,000,000円	現金預金	250,000,000円
繰越利益剰余金	***円	固定資産圧縮積立金	***円
法人税等調整額	10,800,000円	繰延税金負債	10,800,000円

3. 役員給与に関する事項

- (1) 当社は、取締役全員を被保険者とし、生存保険金の受取人を各取締役、死亡保険金の受取人をその遺族とする 10 年満期の養老保険に加入しており、毎年 4 月に 1,000,000 円の年払いの保険料を会社が支払い、損金経理している。

なお、当社の取締役に対する報酬は株主総会で役員報酬限度額の承認を受け、取締役会においてその範囲内で役員報酬として各人の受けるべき定期同額給与の額及び当該保険料の金額の承認を得ている。

- (2) 当社の g 取締役経理部長が平成 30 年 6 月 26 日の株主総会において常勤監査役に就任する決議が承認された。同時に、取締役としての在任期間における役員退職金を支給する決議も承認され、役員退職金規程に従って計算された 10,000,000 円を役員退職金として支給した。なお、当該金額は不相当に高額な金額ではない。また、g は当社の経営上の主要な地位を占めているものではない。

当社は、前期末までに g の役員退職慰労引当金を 10,000,000 円計上していたため、役員退職慰労金支給時に以下の会計処理をした。

(借方)		(貸方)	
役員退職慰労引当金	10,000,000 円	現金預金	10,000,000 円

4. 雇用者給与等支給額に関する事項

国内雇用者に対する給与を以下のとおり支給し、損金経理した。そこで、当期において、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の規定(租税特別措置法第 42 条の 12 の 5)の適用を受けるものとする。なお、当期の教育訓練費は前期と同額である。

(単位：円)

事業年度	雇用者給与等支給額(注)	継続雇用者給与等支給額(注)
自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日(前期)	110,000,000	105,000,000
自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日(当期)	122,000,000	120,000,000

(注) 雇用者給与等支給額及び継続雇用者給与等支給額は、租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 に基づいて算定されている。なお、前期の継続雇用者給与等支給額は、当期の継続雇用者に対する前期の支給額である。

5. 交際費等に関する事項

当期に損金経理した交際費 10,400,000 円の内訳は、以下のとおりである。

(単位：円)

事業部門	金額	消費税等	内容
ホテル事業	200,000	なし	ホテル建設の地鎮祭のための玉串料で、通常要する費用。 ただし、当該ホテルは未だ完成していない。
共通	7,000,000 (3,000,000)	560,000 (240,000)	当期中に支出した接待飲食費で、租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の 4 に掲げる事項を記載した書類を確認できており、さらに()内の金額は 1 人当たり 5,000 円以内の接待飲食費として租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の 4 に掲げる事項を記載した書類を確認できている。
共通	3,200,000	なし	賃貸マンションの空室 10 室、ホテル 10 室を、被災者のために 1 か月無料で避難所の代わりに宿泊を提供したことに伴う費用。

6. 預金利子に関する事項

当期の預金利子(税引前) 20,000 円は益金に計上し、源泉所得税等 3,063 円(所得税 3,000 円、復興特別所得税 63 円)は損金経理している。

7. 受取配当金等の益金不算入に関する事項

当期における受取配当金は以下のとおりである。なお、当社はK株式会社の株式を前々期以前より所有しており、持株数に異動はない。また、配当収入は益金に計上し、源泉所得税等は損金経理している。

(単位：円)

受取先	持株比率	配当計算期間	配当収入	源泉所得税等 (注)
株式会社H	100%	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	1,000,000	204,200
K 株式会社	3 %	平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	30,000	6,126

(注) 源泉所得税等は、所得税と復興特別所得税の合計である。

8. 税効果会計

税効果会計については、上述の[資料 5] 2 圧縮記帳に関する事項の処理を除いて、次の仕訳を行っている。

(借方)		(貸方)	
繰延税金資産	51,707,000 円	繰延税金資産	48,558,000 円
		法人税等調整額	3,149,000 円

[資料 6] 損益計算書の明細

当期における事業部門別の損益の内容は、次の通りである。

(単位：円)

	ホテル事業	不動産賃貸事業	共通(注 1)	財務諸表計上額
営業収益(注 2)	1,200,000,000	149,040,000	—	1,349,040,000
営業費用	800,321,700	76,231,700	225,882,900	1,102,436,300
役員報酬(注 3)	—	—	63,300,000	63,300,000
給料及び賞与(注 3)	90,000,000	7,000,000	25,000,000	122,000,000
退職給付費用	10,000,000	600,000	2,000,000	12,600,000
法定福利費(注 4)	17,420,000	1,362,000	16,201,000	34,983,000
広告宣伝費(注 5)	96,789,300	9,187,400	18,743,600	124,720,300
業務委託費(注 5)	119,387,300	15,643,500	—	135,030,800
賃借料(注 6)	88,000,000	11,500,000	17,000,000	116,500,000
修繕費(注 5)	37,083,600	6,249,000	1,987,700	45,320,300
減価償却費	125,000,000	14,000,000	7,000,000	146,000,000
水道光熱費(注 5)	75,643,100	2,975,300	858,500	79,476,900
租税公課(注 7)	38,000,000	2,600,000	21,245,600	61,845,600
その他の費用(注 8)	102,998,400	5,114,500	52,546,500	160,659,400
営業利益	399,678,300	72,808,300	△225,882,900	246,603,700
営業外収益				3,428,000
受取利息	—	—	20,000	20,000
受取配当金	—	—	1,030,000	1,030,000
雑収入(注 9)	—	—	2,378,000	2,378,000
営業外費用				20,000,000
支払利息	—	—	20,000,000	20,000,000
経常利益				230,031,700
特別利益				50,000,000
土地売却益	—	—	50,000,000	50,000,000
税引前当期純利益				280,031,700
法人税、住民税 及び事業税				75,704,389
法人税等調整額				7,651,000
当期純利益				196,676,311

[消費税等に関する損益計算書注記事項]

- (注1) 共通欄は、ホテル事業と不動産賃貸事業に共通して要するものである。
- (注2) 「営業収益」は全て国内取引である。不動産賃貸事業に関する営業収益は、住居専用の賃貸マンションの家賃収入のみである。
- (注3) 役員報酬、給与及び賞与は本給のみであり、通勤手当はその他の費用に含まれている。
- (注4) 法定福利費は、社会保険料と労働保険料のみである。
- (注5) 全て国内取引かつ課税取引である。
- (注6) 賃借料の内訳

事業用定期借地料(土地のみ)	86,000,000 円
オペレーティング・リース料(支払時に賃借料として処理、かつ課税仕入れ)	
・ホテル事業に要するもの	20,000,000 円
・不動産賃貸事業に要するもの	500,000 円
・共通して要するもの	10,000,000 円

- (注7) 租税公課の内容は、固定資産税、事業税、事業所税、利子税及び延滞金、控除対象外消費税額等である。

- (注8) その他の費用の内訳(消耗品費、交際費、支払手数料、保険料、その他)

1. 課税仕入れ	
・ホテル事業に要するもの	101,756,500 円
・不動産賃貸事業に要するもの	4,927,000 円
・共通して要するもの	41,897,000 円
2. 課税仕入れ等とならないもの	12,078,900 円

- (注9) 雑収入の内訳

現金過不足	49,735 円
当社施設内の自動販売機設置による業者からの受取手数料	2,318,000 円
その他(課税の対象とならないもの)	10,265 円

[消費税等に関するその他の事項]

- (1) 全ての取引について、消費税率は6.3%、地方消費税率は1.7%を適用している。
- (2) 当期における設備の投資等に関する事項は以下のとおりである。
- ① [資料5]2に記載のとおり、当期においてe土地を譲渡し、f土地を取得している。
 - ② [資料5]1に記載のとおり、当期において賃貸マンション建物の取得、ホテル建物の改修、賃貸マンションの空調設備の取得を行っている。
 - ③ その他、a県に当期中にホテル1軒の建設を決定し、建設業者に発注しているが、当期末までには完成していない。ただし、設計料、資材購入代として当期に以下の請求があったものを検収、支払いをし、当期の課税仕入れとして処理し、建設仮勘定に計上した。
- | | |
|--------------|--------------|
| ホテルの建設業者 | 10,800,000 円 |
| (課税取引 内消費税等額 | 800,000 円) |
- (3) 国外事業者からの電気通信利用役務の提供は一切受けていない。また、課税貨物の仕入れを行っていない。
- (4) 消費税法の各条項の適用に必要な書類及び証明書等をすべて保存している。

[資料 7] 事業所等の概況

当社は a 県にのみ事業所を設置しており、その付加価値等の概況は次のとおりである。

項目		金額(円)
報酬 給与 関係	役員報酬(注 2)	63,300,000
	給与・賞与(注 2)	122,000,000
	通勤手当(注 2)	5,350,000
	役員保険料(注 3)	1,000,000
	従業員退職金	11,200,000
	役員退職金(注 4)	10,000,000
	企業年金掛け金	13,500,000
	法定福利費	34,983,000
	労働派遣料(注 5)	33,200,000
利子 関係	借入金利息	19,500,000
	信用保証料	500,000
	利子税及び延滞金(延納分)	150,000
	預金利息	20,000
賃貸 借料 関係	備品等のリース料	30,500,000
	土地賃借料	86,000,000
	賃貸マンション収入	149,040,000

(注 1) 上記金額は、消費税等を含まない金額であり、全て当期に損金又は益金の額に算入されている。なお、上表内の項目は損益計算書の科目名と同一ではない。

(注 2) 役員報酬、給与・賞与は本給のみであり、通勤手当はすべて所得税が課されている。

(注 3) 役員保険料は[資料 5] 3 に記載の養老保険の支払額である。

(注 4) 役員退職慰労金は、[資料 5] 3 に記載の役員退職金の支払額である。

(注 5) 労働派遣料は、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく派遣契約料である。

(注 6) a 県の事業税の税率は、地方税法に定める標準税率である。

第 六 問 (150 点)

問題 1 P 株式会社(以下、「P 社」という。)は、当期(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)より、100 % 子法人である A 株式会社(以下、「A 社」という。)、B 株式会社(以下、「B 社」という。)及び C 株式会社(以下、「C 社」という。)を連結子法人として、法人税の連結納税を開始することとし、連結納税の承認申請が承認された。P 社、A 社、B 社及び C 社はいずれも青色申告書を提出している内国法人である。

これらに関して、以下の[資料 1]から[資料 5]を参考に **問 1** から **問 5** の設問に答えなさい。

[資料 1] 連結納税対象法人の概要

	P 社	A 社	B 社	C 社
業種	商社	金融業	卸売業	部品製造業
資本金の額	2,000,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	80,000 千円
決算日	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日
資本関係等		平成 23 年 10 月 1 日に第三者から P 社 が 100 % 株式取得 (以後、P 社との完全支配関係継続)	平成 27 年 4 月 1 日 P 社 の 100 % 子法人として設立 (以後、P 社との完全支配関係継続)	平成 28 年 4 月 1 日に第三者から P 社 が 100 % 株式取得 (以後、P 社との完全支配関係継続)

[資料 2] 平成 30 年 3 月末時点における連結納税開始時時価評価前の土地の帳簿価額及び時価 (単位：千円)

	A 社	B 社	C 社
帳簿価額	30,000	60,000	55,000
時価	70,000	45,000	35,000

※ A 社、B 社及び C 社の土地はそれぞれ 1 筆であり、帳簿価額は会計上及び税務上で同額である。
また、他に評価損益が生じている資産はない。

[資料 3] 連結納税対象法人の個別法人税申告における欠損金額

(単位：千円)

発生年度	P 社	A 社	B 社	C 社
平成 29 年 3 月期以前発生	0	0	0	0
平成 30 年 3 月期発生	170,000	0	80,000	50,000
計	170,000	0	80,000	50,000

※ 連結納税開始時に必要な時価評価をし、評価損益を反映した金額である。

〔資料 4〕 P 社から B 社への資産譲渡

(単位：千円)

資産の内容	平成 30 年 4 月 1 日現在の P 社における帳簿価額	譲渡価額
甲土地	9,000	50,000
乙建物	35,000	30,000

- ※ 平成 30 年 4 月 1 日に、P 社から B 社に、上記の資産を譲渡した。
- ※ 甲土地、乙建物の P 社の帳簿価額は、会計上及び税務上で同額であり、P 社は、譲渡価額との差額について、売却損益を計上した。
- ※ B 社は乙建物を耐用年数 20 年の定額法で償却し、平成 31 年 3 月期に、法人税法上の耐用年数に基づく償却限度額である 1,500 千円の減価償却費を計上した。

〔資料 5〕 平成 31 年 3 月期の連結欠損金控除前の連結所得個別帰属額

(単位：千円)

P 社	A 社	B 社	C 社
300,000	120,000	100,000	△80,000

問 1 P 社及び 100 % 子法人である A 社、B 社、C 社が、当期より連結納税の適用を受けるに当たり、必要な手続の内容及び期限について述べなさい。

問 2 上記〔資料 1〕及び〔資料 2〕に基づき、A 社、B 社及び C 社の平成 30 年 3 月期の法人税申告において、連結納税開始に伴う資産の時価評価の要否(必要な場合は○、不要な場合は×)を記載し、時価評価が必要な場合はその取扱い、不要な場合はその理由を述べなさい。

問 3 上記〔資料 4〕に基づき、平成 31 年 3 月期に、甲土地及び乙建物の譲渡に関して、P 社において法人税法上、必要となる申告調整について、「①譲渡損益の繰延」と「②繰り延べた譲渡損益の平成 31 年 3 月期における戻入」に区分して、仕訳を示した上で、その理由を述べなさい。

問 4 平成 31 年 3 月期の連結納税における各社の連結法人税個別帰属額について、以下の表の各欄に従って答えるとともに、その計算根拠を示しなさい(金額がゼロの場合は 0、マイナスの場合は数値の前に△と記載すること)。ただし、法人税率は 23.2 %、地方法人税は考慮しないものとし、税額控除はないものとする。また、欠損金の控除限度額は、繰越控除前所得の 100 分の 50 とする。

(単位：千円)

	P 社	A 社	B 社	C 社	合計
(1)連結欠損金控除前個別所得額					
(2)特定連結欠損金控除額					
(3)特定連結欠損金控除後個別所得額					
(4)非特定連結欠損金控除額					
(5)非特定欠損金控除後個別所得額					
(6)連結法人税個別帰属額					

問 5 P 社が、仮に連結納税開始後、連結子法人の株式を売却した場合に、P 社において法人税法上、必要となる当該子法人株式の帳簿価額の修正について、その額及び修正処理が必要となる理由を述べなさい。

問題 2 飲食業を営む内国法人である D 株式会社(以下、「D 社」という。)は、当期(自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日)に、株主総会の決議に基づいて自己株式を取得し、翌期(自平成 31 年 4 月 1 日 至平成 32 年 3 月 31 日)に、当該自己株式の一部を処分し、残りを消却した。なお、D 社は上場会社ではない。

これらに関して、以下の[資料 1]及び[資料 2]を参考に **問 1** から **問 5** の設問に答えなさい。ただし、金額は円単位で記載すること。

[資料 1] D 社の発行済み株式数及び純資産の部の内容(平成 30 年 3 月 31 日現在)

発行済み株式数	1,000 千株(自己株式はない)	
純資産の部	資本金	300,000 千円
	その他資本剰余金	100,000 千円
	その他利益剰余金	500,000 千円
	合計	900,000 千円

※ 資本金等の額は、資本金 300,000 千円とその他資本剰余金 100,000 千円の合計 400,000 千円である。

[資料 2] 自己株式の取得等の内容

1. 自己株式の取得(平成 30 年 9 月 1 日)

D 社は、仕入先企業である E 株式会社(以下、「E 社」という。)との取引解消に伴い、株主総会の決議に基づいて、E 社が保有する D 社株式 150 千株を 1 株 1,000 円で適法に取得し、金銭で対価を支払い、源泉所得税を預り金として処理した。E 社における D 社株式の 1 株当たり帳簿価額は、500 円である。なお、D 社と E 社との間に、グループ法人税制が適用される支配関係はない。

2. 自己株式の処分(平成 31 年 5 月 31 日)

D 社は、株主総会の決議に基づいて、上記 1 で取得した自己株式のうち 120 千株を 1 株 1,100 円で、D 社と資本関係のない第三者に譲渡し、会計上「自己株式処分差益」12,000 千円を計上した。

3. 自己株式の消却(平成 31 年 5 月 31 日)

D 社は、取締役会の決議に基づいて、上記 1 で取得した自己株式のうち 30 千株をその他資本剰余金を原資にして、適法に消却した。

4. 当期及び翌期において、上記 1 ～ 3 以外には、自己株式に関する取引はなく資本金等の額に増減はない。

問 1 上記[資料 2] 1 に基づいて、D 社の自己株式取得に関する会計上の仕訳と税務上の仕訳を示しなさい。仕訳が不要の場合は、答案用紙の仕訳欄に「仕訳なし」と記載しなさい。ただし、源泉所得税の税率は 20.42 % (所得税及び復興特別所得税)とする。

問 2 上記[資料 2] 1 に基づいて、以下の【D 社の平成 31 年 3 月期法人税確定申告書 別表五(一)】に必要となる事項とその金額を記入し、完成させなさい。

【D 社の平成 31 年 3 月期法人税確定申告書 別表五(一)】

I 利益積立金額の計算に関する明細書の一部

(単位：円)

区分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
	①	②	③	④

II 資本金等の額の計算に関する明細書の一部

(単位：円)

区分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当期の増減		差引翌期首現在 資 本 金 等 の 額
		減	増	
	①	②	③	④
資本金	300,000,000			300,000,000
その他資本剰余金	100,000,000			100,000,000

問 3 上記[資料 2] 1 に基づいて、E 社における D 社株式譲渡に関する税務上の仕訳を示し、その内容を述べなさい。仕訳が不要の場合は、答案用紙の仕訳欄に「仕訳なし」と記載し、その理由を説明しなさい。ただし、源泉所得税の税率は 20.42 % (所得税及び復興特別所得税)とする。

問 4 上記[資料 2] 2 に基づいて、D 社の自己株式の処分に関する税務上の仕訳を示し、その内容を述べなさい。仕訳が不要の場合は、答案用紙の仕訳欄に「仕訳なし」と記載し、その理由を説明しなさい。

問 5 上記[資料 2] 3 に基づいて、D 社の自己株式の消却に関する税務上の仕訳を示し、その内容を述べなさい。仕訳が不要の場合、答案用紙の仕訳欄に「仕訳なし」と記載し、その理由を説明しなさい。

問題 3 内国法人であり、3月決算の会社であるF株式会社(以下、「F社」という。)は、以下の[資料2]のとおり、役員に対する退職金を支給した。

これらの退職金に関して、以下の[資料1]及び[資料2]を参考に **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

[資料1] F社の役員の状況

役職等	F社及びaとの関係 (平成30年3月31日現在)	平成30年4月以降の状況
代表取締役 a	F社の創業者であり、創業以来代表取締役を務めている。	平成30年4月に死亡し、取締役を退任している。
専務取締役 b	aの弟。	留任。
常務取締役 c	aの長男。aの後継者として、5年前に取締役就任。	aの死亡による取締役退任に伴い、代表取締役に就任。
取締役 d	aとは親族ではない。	留任。
監査役 e	aとは親族ではない。	平成30年5月の定時株主総会をもって退任し、後任の監査役が選任されている。

[資料2] 定時株主総会における役員退職金の支給決議

平成30年5月開催の定時株主総会において、以下のとおり、役員退職金の支給を決議した。

1. aの死亡退任に関する死亡退職金の支給

aは平成30年4月に死亡により取締役を退任しており、相続人であるcに対して、100,000千円の死亡退職金を支給することが決議された。

2. eの退任に関する退職金の支給

eは本定時株主総会をもって監査役を退任すること及び25,000千円の退職金を支給することが決議された。

※ F社は、上記1及び2の退職金について、平成30年6月末に支払い、費用処理した。

※ F社の業務に従事した期間、退職の事情、F社と同種同規模の他法人の役員に対する退職金の支給状況等に照らし、aに関する退職金の額は相当と認められるが、eに対する退職金について、同様の基準で判断した場合の相当額は、10,000千円である。

問 1 上記[資料1]及び[資料2]に基づき、F社の平成31年3月期におけるaとeに対する退職金の損金算入の可否及びその理由について述べなさい。

問 2 上記[資料1]及び[資料2]に基づき、aの死亡退職金に対する所得税及び相続税の取扱いについて、課税対象となる金額も含めて述べなさい。なお、aの法定相続人は、cとcの弟の2名であり、[資料2]の金額以外に弔慰金等の支給はないものとする。

問 3 上記[資料1]及び[資料2]に基づき、eの退職金について、退職所得控除の金額及び退職所得の金額を計算しなさい。なお、F社におけるeの役員在任期間は15年4か月であり、eは今までに、今回のF社からの退職金以外の退職金を受給したことはない。

平成30年度修了考査

試験問題

第七問・第八問

経営に関する理論及び実務

(コンピュータに関する理論を含む。)

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1 頁から 11 頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は 2 時間です。
- 10 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは 1 台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの 1 台に限る。)
- 12 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

平成30年度修了

平成
30
年度
修了

平成30年度修了

第 七 問 (100 点)

公認会計士試験に合格したばかりのあなたは、監査法人に勤務し、上場企業である A 株式会社(以下、「A 社」という。)の監査スタッフとして働いている。A 社のことをより詳しく知りたいと考えたあなたは、同業の B 株式会社(以下、「B 社」という。)と資本利益率及びコーポレートガバナンスに関して比較を行い、また、A 社の子会社に関する事業戦略についても検討を行うこととした。

A 社グループは A 社及び子会社 25 社と関連会社 4 社で構成し、電子部品の製造及び販売を主たる事業としている。B 社グループも電子部品の製造及び販売を主たる事業としている。

以下の[資料 1]から[資料 4]を参照し、**問題 1** から **問題 3** の設問に答えなさい。なお、解答に当たって用いる会計期間はすべて 3 月 31 日を決算日とする 1 年である。

[資料 1] 資本利益率の算定に当たっての留意事項

- ・ 資本利益率の算定に当たって用いる貸借対照表項目の金額は、期首・期末の平均値とする。
- ・ 金融資本利益率の算定に当たって用いる金融資本は、「現金及び預金」と「投資有価証券」の合計金額とし、「関係会社株式」は事業に関連する投資であることから金融資本には含めないものとする。対比する利益は、「受取利息・配当金」とする。
- ・ 経営資本営業利益率の算定に当たって用いる経営資本は、総資本から金融資本を差し引いた金額とし、「建設仮勘定」は経営資本に含めるものとする。対比する営業利益は、「営業利益」に「持分法による投資利益」を加えた金額とする。
- ・ 総資本事業利益率の算定に当たって用いる事業利益は、「営業利益」に「受取利息・配当金」及び「持分法による投資利益」を加えた金額とする。
- ・ 自己資本利益率の算定に当たって用いる自己資本は、「株主資本」及び「その他の包括利益累計額」の合計金額とし、「非支配株主持分」を含めないものとする。対比する利益は、「親会社株主に帰属する当期純利益」とする。
- ・ 要約連結貸借対照表、要約連結損益計算書において区分掲記されていない科目は、重要性が乏しいものとして無視する。

[資料 2] A 社及び B 社の直近 2 期末の要約連結貸借対照表

(単位：百万円)

	A 社		B 社	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
流動資産	1,497,084	1,516,155	455,371	403,567
現金及び預金	836,472	847,163	212,756	210,933
受取手形及び売掛金	228,299	190,464	76,721	66,432
棚卸資産	182,014	212,460	100,342	87,662
その他	251,286	266,894	65,844	38,726
貸倒引当金	△ 987	△ 826	△ 292	△ 186
固定資産	953,625	1,020,505	406,266	451,758
有形固定資産	377,108	445,377	231,293	236,443
(うち建設仮勘定)	(3,445)	(4,195)	(1,098)	(1,227)
無形固定資産	113,349	103,021	5,401	11,691
投資その他の資産	463,168	472,107	169,572	203,624
(うち関係会社株式)	(32,743)	(32,446)	(45,320)	(48,192)
(うち投資有価証券)	(319,583)	(331,339)	(49,943)	(53,004)
資産合計	2,450,709	2,536,660	861,637	855,325
流動負債	193,968	181,354	120,961	111,395
支払手形及び買掛金	53,281	55,083	11,764	10,460
短期借入金	10,897	6,298	51,303	49,046
その他	129,790	119,973	57,894	51,889
固定負債	164,005	126,589	251,091	244,696
社債・長期借入金	19,430	13,225	168,807	159,167
その他	144,575	113,364	82,284	85,529
負債合計	357,973	307,943	372,052	356,091
純資産				
株主資本	1,988,381	2,126,063	425,903	432,142
その他の包括利益累計額	88,878	85,175	23,186	25,616
非支配株主持分	15,477	17,479	40,496	41,476
純資産合計	2,092,736	2,228,717	489,585	499,234
負債純資産合計	2,450,709	2,536,660	861,637	855,325

* A 社、B 社ともに、貸倒引当金は全て売掛金に対するものである。

[資料 3] A 社及び B 社の直近 2 期の要約連結損益計算書

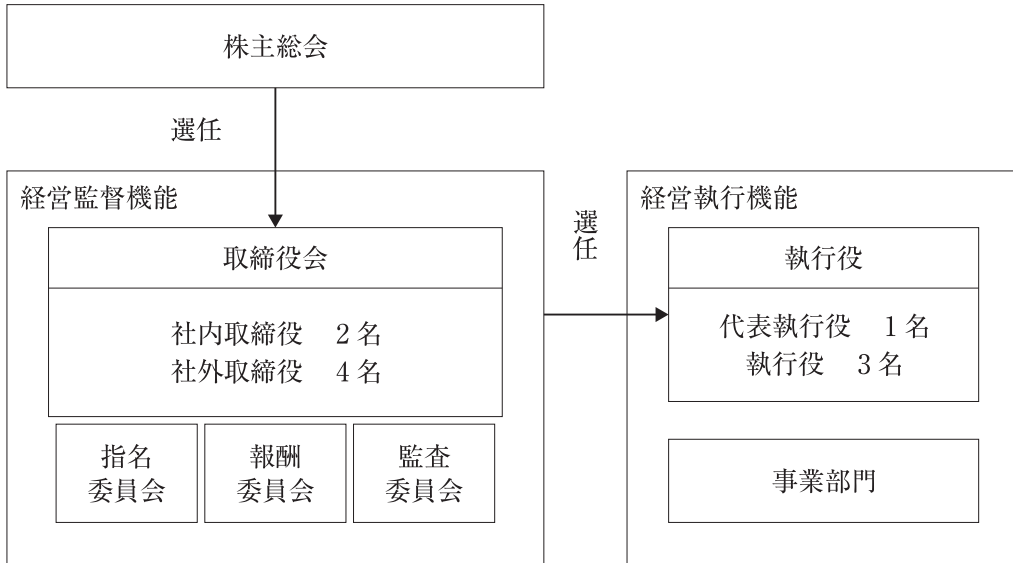
(単位：百万円)

	A 社		B 社	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
売上高	1,049,541	1,180,992	404,772	398,397
売上原価	617,534	688,677	229,042	227,662
売上総利益	432,007	492,315	175,730	170,735
販売費及び一般管理費	188,406	223,243	88,929	88,099
営業利益	243,601	269,072	86,801	82,636
営業外収益	40,806	34,328	20,156	17,204
受取利息・配当金	25,283	26,374	7,393	5,859
持分法による投資利益	2,743	2,446	8,320	9,192
その他	12,780	5,508	4,443	2,153
営業外費用	3,746	5,402	4,191	3,146
支払利息	415	335	2,193	2,121
その他	3,331	5,067	1,998	1,025
経常利益	280,661	297,998	102,766	96,694
特別利益	4,098	2,184	0	366
特別損失	10,057	7,355	7,745	5,454
税金等調整前当期純利益	274,702	292,827	95,021	91,606
法人税等合計	89,420	107,010	44,194	40,493
当期純利益	185,282	185,817	50,827	51,113
非支配株主に帰属する当期純利益	2,485	2,002	1,841	977
親会社株主に帰属する当期純利益	182,797	183,815	48,986	50,136

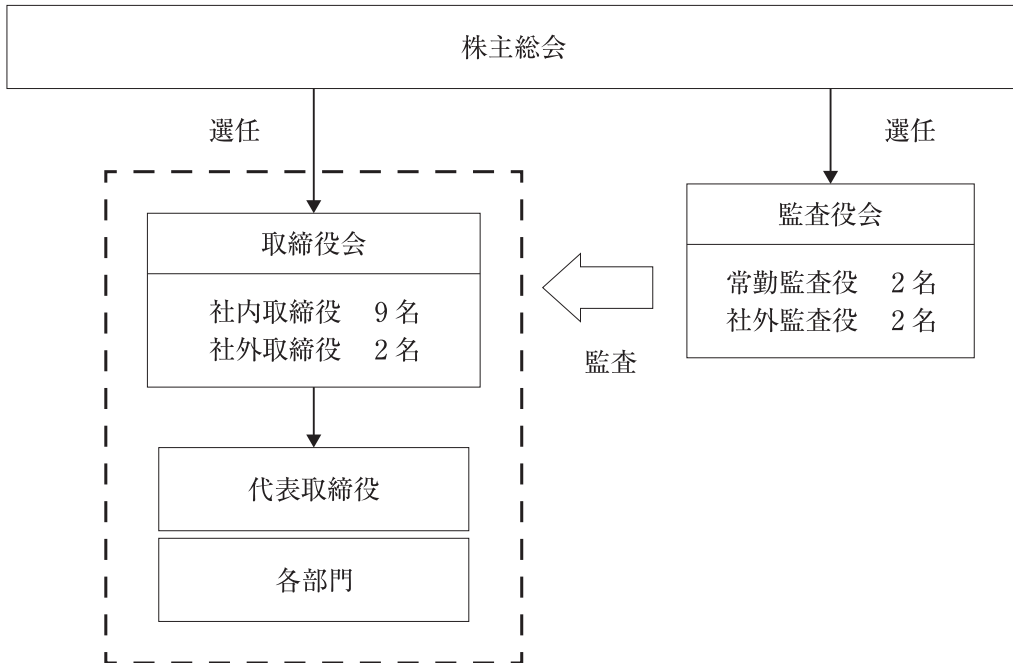
〔資料4〕 コーポレートガバナンスに関する事項

A 社及び B 社のコーポレートガバナンス体制の模式図(一部抜粋)は以下のとおりである。

【A 社】



【B 社】



問題 1 資本利益率の比較分析

問 1 上記[資料 1]から[資料 3]を参照し、以下の(1)から(4)の各指標について、平成 30 年度に関する A 社及び B 社の計算結果を答えなさい。

- (1) 金融資本利益率
- (2) 経営資本営業利益率
- (3) 総資本事業利益率
- (4) 自己資本利益率

なお、計算結果は百分率(%)で解答し、小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで表示する。

問 2 上記 **問 1** の計算結果によると、経営資本営業利益率は A 社が B 社を上回っているが、自己資本利益率は A 社が B 社を下回ることとなる。なぜこのような状況になるのか、その要因について、以下の①と②の要因に分けて説明しなさい。

- ① 経営資本営業利益率は A 社が B 社を上回っているが、総資本事業利益率は同水準となる要因
- ② 総資本事業利益率は同水準であるが、自己資本利益率は A 社が B 社を下回ることとなる要因

問 3 経営資本営業利益率が変わらないことを前提条件として、総資本事業利益率及び自己資本利益率を向上させるため、A 社はどのような施策を採用すべきか答えなさい。

問題 2 コーポレートガバナンスに関する事項

問 1 会社法が規定する機関設計は、大会社かつ公開会社の場合、3つの組織形態が用意されている。上記[資料4]を参照し、A社及びB社の採用する機関設計の名称をそれぞれa及びbに、これら以外の機関設計の名称をcに記載しなさい。

問 2 以下に示す文章は上記 **問 1** のa及びbの各機関設計に関するものであるが、その一部分が誤っている。下線部が正しい場合には正否欄に「○」を記載し、誤っている場合には「×」及び正しい語句を記載しなさい。

1. aの機関設計に関する記述

取締役の任期は①1年、監査委員の任期は②2年とされている。監査委員会は③3人以上の取締役で構成され、その④半数以上は社外取締役であることが必要とされる。

2. bの機関設計に関する記述

取締役の任期は⑤1年、監査役の任期は⑥2年とされている。監査役は⑦3人以上の選任が必要であり、その⑧半数以上は社外監査役であることが必要とされる。

問 3 上記[資料4]のとおり、B社は取締役11名のうち社外取締役が2名しかいないのに対して、A社は取締役6名のうち社外取締役が4名を占めている。

社外取締役に期待される役割・責務のひとつは、「経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと」であり、A社はこの役割を最も期待していることから、社外取締役に積極的に活用している。

上記のほかに、社外取締役にどのような役割・責務を果たすことが期待されると考えられるか、3つ答えなさい。

問題 3 子会社に関する事業戦略についての検討

A 社の子会社には、グループの主力事業である電子部品事業とは関係の薄い事業を営んでいる会社が3社ある。経営資源には限りがあるため、経営資源配分の優先順位の見直しを検討すべきと考えたあなたは、プロダクト・ポートフォリオ・マネジメント(以下、「PPM」という。)の手法を用いて、該当する子会社である K 社、L 社及び M 社について現状を把握することとした。

PPM とは、市場成長率及び相対的市場占有率を2つの軸として、事業を4つの象限からなるマトリックス上に位置づけることによって、事業の属性による分類をはかるものである。各象限にはそれぞれ「金のなる木」、「花形製品」、「問題児」及び「負け犬」という名称がつけられており、採用すべき事業戦略が異なってくる。

平成 29 年度及び平成 30 年度における各子会社の主要取扱製品の市場規模、平成 30 年度における各子会社及び業界最大手の売上高(*)は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成29年度 市場規模	平成30年度 市場規模	平成30年度	
			各子会社 売上高	業界最大手 売上高
K 社	61,170	66,964	4,511	3,450
L 社	122,438	122,928	8,086	34,224
M 社	98,387	106,189	14,510	20,497

(*)この表で業界最大手売上高とは、各子会社の主要取扱製品の市場での競合他社のうち最大の会社の平成 30 年度の売上高を示している。

問 1 各子会社の事業の市場成長率と相対的市場占有率を算定し、それぞれ「金のなる木」、「花形製品」、「問題児」及び「負け犬」のどれに該当するか答えなさい。なお、解答に当たっては、次の指示に従うものとする。

- ・ 今後数年間は同程度の市場成長が見込まれることから、市場成長率は平成 29 年度の市場規模に対する平成 30 年度の市場規模の増加割合とする。相対的市場占有率は、業界最大手の会社の売上高に対する各子会社の売上高の割合とする。
- ・ 計算結果は小数点以下第 2 位を四捨五入し小数点以下第 1 位まで表示する。
- ・ 市場成長率は年 5.0 %、相対的市場占有率は 1.0 倍をマトリックスの区切りとする。

問 2 上記 **問 1** の結果に基づいて、A 社は、各子会社に関してどのような戦略を採用すべきか答えなさい。

第 八 問 (100 点)

問題 1 あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、A 株式会社(以下「A 社」という。)の財務諸表監査を担当するメンバーの一員として、IT の検証を担当することになった。A 社の IT の検証に関する以下の設問に答えなさい。

問 1 A 社から受けた「なぜシステムの検証を行うのか?」という質問に対し、監査責任者が以下の[説明資料]を作成している。

空欄にあてはまる適切な語句を以下の選択肢から選び、その記号を答えなさい。ただし、選択肢は 1 回しか使えないものとする。

[説明資料]

御社の業務は、多くの ① が連携しながら情報が生成され、その情報が ② に反映されています。

情報システムに適切に組み込まれた ③ は、意図的に手を加えない限り、④ 有効に機能していると判断できます。

しかしながら、⑤ で必要な内部統制が組み込まれていなかったり、⑥ したり、プログラムに ⑦ が行われたり、不正な侵入が行われたりすると、この ④ 有効に機能する、という性質が保証されなくなります。

そのため、情報システムの方針及び手続を把握して、開発、運用、保守にかかわる内部統制が、継続的かつ ⑧ 機能しているかを検証する必要があります。

[選択肢]

(ア)オペレーティングシステム (イ)データベース管理システム
(ウ)会計アプリケーション (エ)業務アプリケーション (オ)クラウドシステム
(カ)ネットワーク (キ)情報 (ク)業務処理統制 (ケ)全般統制 (コ)開発段階
(サ)運用段階 (シ)アップデート (ス)システムがダウン (セ)ログの消去
(ソ)不正な改ざん (タ)ID の追加 (チ)ジョブの運用 (ツ)エラーの確認
(テ)継続して (ト)ハードウェアの移動 (ナ)網羅的に (ニ)適切に (ヌ)安全に

問 2 あなたは A 社の監査計画を策定するに当たり、IT の利用に関する概括的理解を行うことになった。

IT の概括的理解に際して、IT が重要な虚偽表示リスクに及ぼす影響の度合いを判定するためには、下記[判定の観点]が考えられる。それぞれの判定を行うためには、どのような質問事項が適切か。下記[質問事項]の番号で答えなさい。なお、1つの[判定の観点]に複数の[質問事項]の番号が入ることがある。

[判定の観点]

- ・ IT の利用度
- ・ 情報システムの安定度
- ・ 情報システムの前年度からの重要な変更

[質問事項]

- ① 売上高、取引件数、従業員数などの企業規模や業種
- ② 主要業務にインターネット等の外部接続があるか
- ③ 当期に会計情報に影響を与えるシステム変更が行われているか
- ④ 過去1年以内にシステムトラブルにより、主要な業務の停止が発生したことがあるか
- ⑤ 主要システムに、電子承認ないしワークフローの機能を有するものがあるか

問 3 以下の[資料 1]及び[資料 2]は、A 社の監査において、評価対象となったシステムに関する資料である。

全般統制の検証に際して、通常、「データ・センターとネットワークの管理」、「アプリケーションの取得、開発及び保守」、「システム・ソフトウェアの取得、変更及び保守」、「プログラム変更」及び「アクセス・セキュリティ」の5項目が内部統制に含まれるが、[資料 1]及び[資料 2]に基づいて、この5項目の評価単位を1つ識別するべきか、2つ識別するべきか。答案用紙に○を付して答えなさい。

[資料 1] 評価対象システム一覧

システム名	システム オーナー	システム 管理部門	ソフトウェアの 形態	O S	設置場所
会計システム	経理部	システム管理部	パッケージ	Windows	外部センター
販売管理システム	営業部	システム管理部	自社開発	Windows	外部センター
製造物流システム	製造部	工場システム部	自社開発	Unix	外部センター

[資料 2] システム概要把握時のヒアリングメモ

ハードウェアの設置場所は、全て同一の外部センターを利用している。

外部センターの管理(予算、契約内容の交渉、定例報告、異常対応等)は、システム管理部が担当している。

ネットワークは、社内外全てを外部のネットワークインテグレーターに委託している。ネットワークインテグレーターの管理(外部センターの管理内容と同等)は、システム管理部が担当している。

システム・ソフトウェアは、OS 環境に合わせてシステム管理部と工場システム部でそれぞれ異なる管理ルール(規程)の下に管理している。

各システムのセキュリティに関しては、システム管理部でセキュリティルール(規程)が定められ、そのルールに従ってシステム管理部及び工場システム部で設定・運用が行われている。パスワードの最低長やログの取得対象等のセキュリティの設定値は同一である。また、ID 申請書等のフォームは異なるものの、ID の管理方法及び手順は同一である。

各システムの取得、開発(プログラム変更を含む)及び保守は、システム管理部と工場システム部でそれぞれ異なるルール(規程)の下に管理している。ただし、会計システムは、パッケージを利用しているため、その発生頻度は少ない。

問題 2 あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、B 株式会社(以下「B 社」という。)の財務諸表監査を担当するメンバーの一員として、全般統制の検証を担当することになった。B 社の全般統制に関する以下の設問に答えなさい。

問 1 B 社の全般統制の検証の結果、あなたは複数の不備を発見した。以下の[資料 3]は、あなたがシステム部に事実確認を行った際に作成したメモである。

不備が発見された場合、監査人は、当該不備を補完する他の全般統制を評価するが、[資料 3]に記載された①と②のそれぞれについて、どのような補完的な全般統制が考えられるか、答えなさい。

[資料 3] 発見された不備の概要

- ① セキュリティ規程では、「特権権限の内、本番機の開発権限は情報システム部開発課長にのみ付与される。」とされているが、実機における権限の確認を行ったところ、元開発課長の経理担当者にプログラム更新権限が付与されていた。
- ② 開発規程では、「プログラムのリリース前に、テスト計画を立案し、システム部長の承認を得てからテストを実施する。」とされているが、プログラムリリース申請書からサンプルを抽出して確認したところ、全案件でテストは実施されていたものの、軽微な修正については、テスト計画の承認を受けていない案件が散見された。

問 2 上記 **問 1** で発見された不備に対して、他の補完的な全般統制が評価できなかった場合、どのような対応が必要か、2つ答えなさい。

問題 3 あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、3月31日決算の中堅建材メーカーであるC株式会社(以下「C社」という。)の財務諸表監査を担当するメンバーの一員として、棚卸資産の検証を担当することになった。C社の業務処理統制に関する以下の設問に答えなさい。

問 1 あなたは、棚卸資産の監査手続の見直しに当たり、C社の監査責任者から、自動化された統制活動と手作業による統制活動の利点・欠点に関する説明を受けた。次の文章は、その説明内容をまとめたものである。

空欄にあてはまる適切な語句を以下の選択肢から選び、その記号を答えなさい。ただし、選択肢は1回しか使えないものとする。

	自動化された統制活動	手作業による統制活動
利点(長所)	① されたとおりに一貫して処理される。 ② の有効性が確保される。	③ な取引を処理できる。 状況に応じて ④ が可能。
欠点(短所)	データの ⑤ の可能性がある。 ⑥ でも処理されてしまう可能性がある。	容易に回避・ ⑦ が可能。 誤謬が発生しやすい。

[選択肢]

(ア)定義 (イ)非定型的 (ウ)定型的 (エ)稟議 (オ)手順書 (カ)大量・複雑
 (キ)微細 (ク)職務分掌 (ケ)柔軟な判断 (コ)厳密な処理 (サ)無効化
 (シ)改ざん・破壊 (ス)紛失 (セ)不正確なデータ (ソ)発生

問 2 C社は、製品の製造において、販売計画(予想出荷数)に基づき数万点に及ぶ多品種を少量ずつ製造している。毎年新製品が出ており、数年で型落ちしている。

会社は、製品滞留在庫の評価減において、物流管理システムから出力された[資料4]「品目別製品滞留在庫一覧表」を基礎資料とし、過去の在庫消化実績等から、最終出荷日と評価基準日までの日数を滞留期間とし、滞留期間が3か月超～6か月以内のものを50%、6か月超のものを100%評価減している(個別例外ルールは存在するが、ここでは考慮しない。)。

あなたは、「品目別製品滞留在庫一覧表」を会社から入手し、会社の計算した評価減の金額が上述のルールに従って計算されていることを確認した。

〔資料 4〕 品目別製品滞留在庫一覧表

品目別製品滞留在庫一覧表(平成 X1 年 3 月 31 日現在)								
品種	品目コード	品名	最終出荷日	在庫数	在庫金額	3 か月以内	6 か月以内	6 か月超
A	A01	123-456	平成 X1/03/10	100	100,000	100,000		
B	B01	B01-010	平成 X0/11/27	80	120,000		120,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
				総計	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX	XXX,XXX

さらに監査責任者から、上記確認内容以外に、システムから出力される「品目別製品滞留在庫一覧表」に対して出力ロジックを検証するよう指示を受けた。

なお、物流管理システムに係る全般統制は、有効に機能していたと評価されている。

検証に当たって、最終出荷日データ生成のロジック以外で、留意すべき事項を 3 つ答えなさい。

問 3 上記 **問 2** における「品目別製品滞留在庫一覧表」の最終出荷日データ生成ロジックをワークスルーによって評価したところ〔資料 5〕のとおり、複数の課題が発見され、それに対して会社から説明を受けた。説明を検証するための手続として、どのようなものが考えられるか、①と②のそれぞれについて答えなさい。

〔資料 5〕 発見された課題とそれに対する会社からの説明

- ① 最終出荷日の日付をセットするロジックを検証したところ、売上以外の在庫減少、例えばサンプル品の出荷や棚卸差異に基づく在庫数量減少、が入力されると最終出荷日が更新されてしまうことが判明した。

会社から「売上以外の在庫減少要因は極めて少なく、例えば、サンプル出荷は全製品在庫に対して数件／月程度であり、在庫の修正入力も、十数件／年程度である」旨の説明を受けた。

- ② 最終出荷日の日付をセットするロジックを検証したところ、在庫数量によらず、1 点でも出荷されると最終出荷日が更新される仕様であった。そのため、過剰な在庫があっても、評価基準日より 3 か月以内に 1 点でも出荷されると評価減の対象に含まれないことが判明した。

会社から「製品在庫は主に外部倉庫に預けられているため、保管料を圧縮するためにも予想出荷数を大きく超えるような生産計画を立案したり、過剰な在庫を保有したりすることはない」旨の説明を受けた。

平成30年度修了考査

試験問題

第九問・第十問

〔公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理〕

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から2頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は1時間です。
- 10 試験中は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。
- 11 問題用紙は試験終了後に持ち帰ることができます。
- 12 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 13 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とします。

平成30年度修了

平成
30
年度
修了

平成30年度修了

第 九 問 (50 点)

問題 1

問 1 日本公認会計士協会の定める倫理規則は、公認会計士が専門業務を実施するに当たって、5つの基本原則を遵守しなければならないとしており、その基本原則のひとつとして公正性の原則を挙げている。

公認会計士に求められる公正性とは、どのようなことか、述べなさい。

問 2 監査業務で公正性の原則が阻害され得る要因のひとつに利益相反の状況がある。

(1) 会計事務所等所属の公認会計士にとって、利益相反の状況は2つの場合に大別される。これら2つの場合を答えなさい。

(2) 会計事務所に所属する公認会計士が、新規の依頼人(A社)から、B社を買収するための助言業務を依頼された。当該公認会計士が調べたところ、B社は所属会計事務所の監査クライアントであった。

会計事務所が特段のセーフガードをとらず、A社に対して助言業務を提供すると、公正性の原則以外に、どのような基本原則が阻害され得るか、1つ答えなさい。また、その基本原則が阻害されることを防ぐため、会計事務所がとるべきセーフガードとして、どのようなものが考えられるか、1つ答えなさい。

問題 2

問 1 次の文中の空欄 **A** 及び **B** に入る適切な言葉を答えなさい。

公認会計士法は、公認会計士が、**A** である監査業務の依頼人に対して、**B** に係る情報システムの整備又は管理に関する業務を提供することを禁止している。

問 2 公認会計士法で業務提供が禁止されていない場合には、監査業務の依頼人に対して、上記

問 1 の **B** に係る情報システムの整備又は管理に関する業務を監査人が提供することがあり得る。

(1) このような業務の提供により、生じ得る独立性の阻害要因は何か、1つ答えなさい。

(2) 上記(1)で挙げた独立性の阻害要因を軽減するために、どのようなセーフガードが考えられるか、3つ答えなさい。

(満点 100 点) $\left\{ \begin{array}{l} \text{第九問とあわせ} \\ \text{時 間 1 時間} \end{array} \right\}$

第 十 問 (50 点)

問題 1 日本公認会計士協会の定める倫理規則第 7 条は、「職業的専門家としての行動の原則」を規定している。

倫理規則は、この基本原則において会員に対し、職業専門家としてどのような行動を求めているか、また、会員がある行動を取ろうとする際に、その行動がこの基本原則に反するものでないか否かを判断するに当たってはどのように検討する必要があるかを述べなさい。

問題 2 公認会計士 A は、他の会計事務所の公認会計士 B が受嘱している監査業務の依頼人から特定の取引に関する会計処理について、意見(セカンド・オピニオン)を求められた。

問 1 公認会計士 A が、公認会計士 B が入手した事実と同一の事実に基づかない情報に基づいて意見(セカンド・オピニオン)を表明した場合、阻害される可能性のある基本原則を答えなさい。

問 2 公認会計士 A が、当該基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用する場合のセーフガードとして考えられるものを述べなさい。